

参考資料

- 1 環境指標一覧
- 2 用語解説
- 3 香川県環境基本条例
- 4 令和6年度県政世論調査結果
- 5 令和7年度県政モニターアンケート結果
- 6 計画策定の経緯
- 7 香川県環境審議会委員名簿

1 環境指標一覧

NO.	施策展開	指標	単位	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】環境を守り活かす人づくり・地域づくりの推進							
1	1	環境保全活動について県と連携した市町・事業者・民間団体数	団体	99	109	県があらゆる主体と連携して、環境保全活動を推進することが重要であるため。	5年間で10団体の増加をめざす。
2	1	GXに関する現地技術指導件数	件	15	23	環境と成長の好循環を図るため、企業のGX関連の取組みを促進することが重要であるため。	R6年度実績から50%の増加をめざす。
3	1	環境保全活動や環境学習講座等への参加状況	%	27.1 (R7.6)	40.0	県民の環境保全行動の状況を把握するため。	現況から12.9ポイントの増加をめざす。
4	1-1-1	県が開設している環境分野のSNSのフォロー数	人	4,012	6,100	インターネットを使った効果的な情報発信が重要であるため。	R6年度実績から50%の増加をめざす。
5	1-1-2	環境教育・環境学習参加者数	人	63,010	182,000	環境を守り活かす人づくりの基本となるのが、環境教育・環境学習であるため。	R6年度実績から200%の増加をめざす。
(3)	1-1-3	環境保全活動や環境学習講座等への参加状況(再掲)	%	27.1 (R7.6)	40.0	県民の環境保全行動の状況を把握するため。	現況から12.9ポイントの増加をめざす。
6	1-2-1	エコアクション21の新規認証取得件数	件	3	5	環境と成長の好循環に向け、環境経営に取り組む事業者を増やす必要があるため。	毎年度5件の新規取得をめざす。
(1)	1-2-3	環境保全活動について県と連携した市町・事業者・民間団体数(再掲)	団体	99	109	県があらゆる主体と連携して、環境保全活動を推進することが重要であるため。	5年間で10団体の増加をめざす。
7	1-3-1	県民参加の森づくり参加者数	人	9,071	10,000	県民総参加のみどりづくりに向け、森づくり活動への参加を促進する必要があるため。	R6年度実績から10%の増加をめざす。
8	1-3-2	かがわ里海大学修了者数(累計)	人	2,964 (R2~R6)	4,500 (R8~R12)	かがわ里海大学は、里海づくりを牽引する人材を育成する、本県の里海づくりの柱となる重要な取組みであるため。	R2年度からR6年度の累計実績から50%の増加をめざす。
9	1-3-3	県立公園等の年間利用者数	人	3,845,978	4,600,000	地域の活力やにぎわいの創出に向け、地域環境資源を充実・活用していくことが重要であるため。	R6年度実績から20%の増加をめざす。

NO.	施策展開	指標	単位	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【地球環境分野】地球温暖化対策の推進							
10	2	温室効果ガス削減率	%	▲26.1 (R3)	▲46	地球温暖化の防止を図るためには、温室効果ガスの削減が必要であるため。	国の温室効果ガスの削減目標に準拠し、2013年度比で46%削減をめざす。
11	2	「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度	%	79.5 (R7.6)	90.0	脱炭素社会の実現には、県民一人ひとりが脱炭素を意識した行動への転換が必要であり、その行動の定着が重要であるため。	現況から10.5ポイントの増加をめざす。
12	2-1-1	太陽光発電設備付き新築ZEH住宅の戸数	戸	996 (R5)	1,700	住宅のさらなる脱炭素化に向け、ZEH化と合わせて新築住宅への太陽光発電設備の設置が必要であるため。	R5年度実績から70%の増加をめざす。
13	2-1-2	県施策による太陽光発電システム設置容量	kW	6,154	7,200	再生可能エネルギーのうち県内への導入適性の高い太陽光発電の普及を図ることが重要であるため。	7,200kW設置されることをめざす。
14	2-1-3	森林整備面積(累計)	ha	3,986 (R2~R6)	5,000 (R8~R12)	二酸化炭素の吸収源対策として、間伐や植林等の森林整備面積を増やすことが重要であるため。	前計画の目標を維持する。
15	2-1-4	FCV普及台数	台	33	66	温室効果ガス排出量の削減に向け、次世代エネルギーとして期待される水素を利用したFCVの普及を図ることが重要であるため。	R6年度実績から2倍の台数をめざす。
16	2-2-1	気候変動適応に関するセミナー等の実施件数	件	7	12	気候変動適応策の推進に向け、セミナー等を通して県民の意識醸成を図ることが重要であるため。	毎年度1件の増加をめざす。
17	2-2-1 2-2-2	指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)設置件数	件	369 (R7.6)	500	気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策として、市町の主体的な取組みが重要であるため。	5年間で130件程度の増加をめざす。

NO.	施策展開	指標	単位	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【資源循環分野】循環型社会の推進							
18	3	一般廃棄物の最終処分量	万t	2.4 (R5)	2.2	県民の3Rの取組みが重要であるため。	R5年度実績から0.2万tの削減をめざす。
19	3	産業廃棄物の最終処分量	万t	12.4 (R5)	10.1	事業者の3Rの取組みが重要であるため。	R5年度実績から2.3万tの削減をめざす。
20	3-1-1	3Rの推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合	%	41.1 (R7.6)	56.0	県民の3Rの取組状況を把握するため。	現況から14.9ポイントの増加をめざす。
21	3-1-1	一般廃棄物の総排出量	万t	28.6 (R5)	26.0	県民のリデュースの取組みが重要であるため。	R5年度実績から2.6万tの削減をめざす。
22	3-1-1	一般廃棄物の一人一日当たり排出量	g	825 (R5)	793	県民のリデュースの取組みが重要であるため。	R5年度実績から32gの削減をめざす。
23	3-1-1	産業廃棄物の総排出量	万t	248.3 (R5)	247.5	事業者のリデュースの取組みが重要であるため。	R5年度実績から0.8万tの削減をめざす。
24	3-1-1	一般廃棄物のリサイクル率	%	18.8 (R5)	24.0	県民のリサイクルの取組みが重要であるため。	R5年度実績から5.2ポイントの増加をめざす。
25	3-1-1	産業廃棄物のリサイクル率	%	70.8 (R5)	72.4	事業者のリサイクルの取組みが重要であるため。	R5年度実績から1.6ポイントの増加をめざす。
26	3-1-2	プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を実施する市町数(独自の再資源化処理を実施する市町を含む)	市町	1	9	市町におけるプラスチック資源循環の推進に向け、一般家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の有効利用について、市町の取組みが重要であるため。	国のプラスチック資源循環戦略に準拠し、R17年度に100%達成を見据え、9市町をめざす。
27	3-1-3	食品ロスの発生量	t	25,476 (R5)	22,200	県民や事業者の食品ロスの削減のための取組みが重要であるため。	R5年度推計値から家庭系食品ロスは11.7%を、事業系食品ロスは14%の削減をめざす。
28	3-2-1	廃棄物不適正処理(不法投棄以外)に係る通報を踏まえた対応件数	件	92	69	廃棄物が適正に処理されることで通報を踏まえた対応件数が減少するため。	R6年度実績から23件の減少をめざす。
29	3-2-2	廃棄物不適正処理(不法投棄)に係る通報を踏まえた対応件数	件	35	17	廃棄物が適正に処理されることで通報を踏まえた対応件数が減少するため。	R6年度実績から18件の減少をめざす。
30	3-3-1	災害廃棄物処理に係る訓練の実施回数	回	3	年2回以上実施	災害発生時には災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が求められることから、平時の訓練を通して対応力を強化する必要があるため。	毎年度複数回の実施をめざす。
31	3-4-1	普段の生活で節水している人の割合	%	79.5	100	県民の節水の取組状況を把握するため。	すべての県民の節水意識の向上をめざす。

NO.	施策展開	指標	単位	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【自然環境分野】自然と共生する地域づくりの推進							
32	4	生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数	団体	12	17	県がさまざまな主体と連携して生物多様性の保全を推進することが重要であるため。	毎年度1団体の増加をめざす。
33	4	生物多様性に関する県民の認知度	%	44.6 (R7.6)	50.0	生物多様性の保全を図るためには、県民の生物多様性に関する認知度を向上させる必要があるため。	50%の認知度をめざす。
34	4-1-1	自然共生サイトの県内認定登録サイト数	サイト	2	5	「30by30 目標」の実現に向け、生態系の健全維持、増進を図るため、自然共生サイト認定の促進を図るため。	5年間で3サイトの増加をめざす。
35	4-2-1	香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	種	16	20	希少野生生物の保護のためには、条例に基づく指定希少種を新たに追加する必要があるため。	20種の指定をめざす。
36	4-2-2	アライグマ・ヌートリアの年間防除頭数	頭	357	400	特定外来生物(アライグマ・ヌートリア)の防除を進める必要があるため。	R12年度までに年間400頭をめざす。
37	4-2-2	地域が主体となって外来種対策に取り組む市町数	市町	15	全市町	地域が主体となった外来種対策を進める必要があるため。	全市町に取組みが広がることをめざす。
38	4-3-1	50歳未満の狩猟免許所持者数	人	540	640	狩猟免許所持者の高齢化が進むなか、有害鳥獣対策を実施するため、狩猟者の担い手確保・育成が重要であるため。	5年間で100人の増加をめざす。
39	4-3-3	愛鳥週間ポスター原画コンクール参加学校数	校	58	63	愛鳥週間ポスター原画コンクールを通じて、野鳥保護等の大切さの一層の普及啓発を図る必要がある。	毎年度1校の増加をめざす。
40	4-4-1	農地中間管理事業による貸付面積	ha	4,221	6,000	農地中間管理事業等を活用した農地集積を促進し、地域農地の保全と持続的活用を図るため。	300ha/年の貸付面積の増加をめざす。
41	4-4-2	みどり認定者数	経営体	64	256	「みどり認定者」の拡大推進と、環境負荷低減等につながる技術的支援を行い、環境にやさしい農業の取組面積の拡大を図るため。	年間32経営体(直近2年間の実績)の増加をめざす。

NO.	施策展開	指標	単位	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【生活環境分野】安全・安心な生活環境の保全							
42	5	環境基準の達成状況(大気、公共用水域、航空機騒音、ダイオキシン類)	項目	6 (R5)	7	安全で安心して暮らせる生活環境のためには、それぞれの環境基準の達成が求められるため。	全項目の達成をめざす。
43	5	生活環境の向上(大気・水・騒音の満足度)	%	56.2 (R7.6)	62.0	県民の生活環境に対する満足度を把握するため。	現況から5.8ポイントの増加をめざす。
44	5-1-1	大気に係る環境基準達成率【全4項目】	%	100	100	大気汚染物質による汚染状況を把握し、工場・事業場に対する規制・指導を徹底するため。	全項目(4項目)について100%をめざす。
45	5-1-2	光化学オキシダント被害連絡受付件数	件	0	0	光化学オキシダントによる被害発生を未然に防止するため。	被害連絡受付件数なしをめざす。
46	5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率(健康項目)	%	100	100	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	100%をめざす。
47	5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率(河川BOD)	%	66 (R5)	改善	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準達成状況の改善をめざす。
48	5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率(海域COD)	%	43 (R5)	改善	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準達成状況の改善をめざす。
49	5-2-2	污水处理人口普及率	%	82.4	第5次全県域生活排水処理構想に定める値	県内の公共用水域の環境基準達成状況に影響する生活排水の処理状況を把握するため。	第5次全県域生活排水処理構想に定める値をめざす。
(47)	5-2-3	公共用水域に係る環境基準達成率(河川BOD)(再掲)	%	66 (R5)	改善	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準達成状況の改善をめざす。
(48)	5-2-3	公共用水域に係る環境基準達成率(海域COD)(再掲)	%	43 (R5)	改善	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準達成状況の改善をめざす。
50	5-2-3	公共用水域に係る環境基準達成率(海域T-N)	%	100	100	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	100%をめざす。
51	5-2-4	有害物質使用特定施設の立入検査実施件数(累計)	件	55 (R2~R6)	66 (R8~R12)	有害物質使用特定施設の立入検査を実施し、土壌汚染の未然防止を図るため。	5年間で県内の該当事業所の実施をめざす。
52	5-3-1	航空機騒音に係る環境基準達成率	%	100	100	基準達成率を把握し、必要に応じ削減対策を講じるため。	100%をめざす。
53	5-3-2	ダイオキシン類に係る環境基準達成率【全4項目】	%	100	100	基準達成率を把握し、必要に応じ削減対策を講じるため。	全項目(4項目)について100%をめざす。

2 用語解説

【あ行】

アール・イー R E100

Renewable Energy 100%の略称で、企業等が自らの事業活動に使用する電力をすべて再生可能エネルギーで賄うことをめざす国際的なイニシアチブのこと。

アール・ピー・イー R P A(ロボティクス・プロセス・オートメーション)

Robotics Process Automationの略称。これまで人間がパソコンなどの機器を使って行ってきた事務作業を、ロボットにより自動化する仕組みのこと。

アイ・シー・ティー I C T(情報通信技術)

Information and Communication Technologyの略称で、情報・通信に関する技術の総称。

赤潮

水中でプランクトンが大量に増殖することによって、水の色が変わる現象。赤みがかった色を示すことが多いためこの名があるが、種類により茶、緑色などにも着色する。種類や発生規模によって、水産生物に被害を与えることもある。

イー・ヴィ E V(電気自動車)

Electric Vehicleの略称。自宅や充電スタンドなどで車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する。

池干し

ため池の維持管理のため、冬季に農業用ため池の水を抜き底部を日干しすること。このとき水草の除草や、栄養分の多い底泥が除去され、水の入替えが行われるため、池の富栄養化や生態系の遷移が抑えられる。

石綿(アスベスト)

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。丈夫で熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから、耐火被

覆材、断熱材、保温材などに使用されてきた。しかし、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15~40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を指し、「ごみ」と「し尿」に分かれる。さらに、「ごみ」は主に家庭から発生する「家庭系ごみ(生活系ごみ)」と、事業活動に伴ってオフィスや飲食店から発生する「事業系ごみ」に分かれる。

イニシアチブ

イニシアチブは英語で主導権や率先して物事を進める力の意味で、環境分野では、「国際イニシアチブ」として、気候変動問題の解決や脱炭素化のために、企業が取り組む活動や枠組み、制度のことを指す。国際イニシアチブの例として、RE100やSBT、TCFDなどがある。

海ごみ

確認される場所によって、「海岸漂着ごみ(海岸に流れ着いたごみや海岸に捨てられているごみ)」、「漂流ごみ(海面や海中を漂っているごみ)」、「海底堆積ごみ(海の底に沈んでいるごみ)」と呼び方が変わるが、これらをまとめて「海ごみ」と呼ぶ。

エー・アイ A I(人工知能)

Artificial Intelligenceの略称。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実施するための技術。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組みを進めることができるよう、環境経営の仕組み、環境への取組み、環境報告を一つに統合した環境省が定める環境マネジメントシステム。

エコタウン事業

先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成9(1997)年度に国で創設された事業。本県では、直島町において、廃棄物の新たなリサイクルシステムを構築する環境産業の育成と住民主体の環境調和型まちづくりを展開し、循環型社会のモデル地域を形成するエコタウンプラン(エコアイランドなおしまプラン)が平成14(2002)年3月に国(経済産業省・環境省)の承認を受け、このプランに基づき、ハード事業(循環資源回収事業)とソフト事業(環境調和型まちづくり)に取り組んでいる。

エコ通勤

通勤によって発生する渋滞や地球温暖化問題に対して、各事業所が主体的に、より望ましい通勤交通のあり方を考える取り組み。

エス・エヌ・エス SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

Social Networking Service の略称。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場、新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

エス・コ ESCO(エネルギー・サービス・カンパニー)

省エネルギーの提案、設計・施工、維持管理、資金調達などを包括的に提供するサービス。ビルや工場などの省エネルギーに関するサービスを提供し、従前の利便性を損なうことなく省エネルギー化を実現し、その効果を保証するもので、省エネルギー改修に要する費用は、省エネルギー化によって節減されたエネルギーコストの一部から償還される。

エス・ディー・ジー・ズ SDGs(持続可能な開発目標)

Sustainable Development Goals の略称。2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載されている2016年か

ら2030年までの国際目標。

17のゴール(目標)と169のターゲットを設定しており、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むものである。

エス・ビー・ティー SBT

Science Based Targets の略称で、パリ協定(世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え、また1.5℃に抑えることをめざすもの)が求める水準と整合した、5年、15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標のこと。

エネルギー管理システム

最適なエネルギー活動をサポートする設備のことを言う。人の手だけでは把握が難しいエネルギー使用状況を、情報通信技術によって「見える化」することで、データ分析や効率的な機器の制御といった全般的な省エネルギー管理が可能となる。

エフ・シー・ブイ FCV(燃料電池自動車)

Fuel Cell Vehicle の略称。燃料となる水素と空気中の酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを用いてモーターを回して走行する。

エリートツリー

成長が優れた林業用の樹木を人工交配して作った苗木の中から、より成長に優れたものを選抜したものの総称で、スギやヒノキなどで苗木生産が行われている。

エル・シー・エー LCA(ライフサイクルアセスメント)

Life Cycle Assessment の略称。製品やサービスのライフサイクルを通じた環境への影響を評価する手法。LCAは、ISO14040/40において規格化されているが、その詳細な手法については、各々の目的に照らし合わせて実施することとされている。

屋上緑化、壁面緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上、建物の外壁に植物を植えて緑化すること。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類を定めている。

【か行】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、つまり、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロを意味する。

海洋プラスチックごみ

海洋に流出した廃プラスチックのこと。生態系などへの悪影響が懸念されており、中でも、太陽の紫外線などで劣化し、5mm以下まで破碎・細分化されたマイクロプラスチックは、回収が困難なことから、海洋汚染問題となっている。

外来生物

もともとその地域にいなかったが、人間によって他の地域から入ってきた動物・植物をいう。このうち、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への影響を防止することを目的とした「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」で指定された外来生物(特定外来生物)は、飼育栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを原則として禁止している。

外来種被害予防三原則

侵略的な外来生物(海外起源の外来種)による被害を予防するため、①悪影響を及ぼすおそ

れのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」、②飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない(逃がさない・放さない・逸失させないことを含む)」、③既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない(増やさないことを含む)」ことを原則とする考え。

香川県気候変動適応センター

平成30(2018)年に施行された気候変動適応法第13条において、都道府県及び市町村に対して確保に努めるよう規定された体制。地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点としての機能を担う。

香川県レッドデータブック

絶滅または絶滅のおそれのある希少な野生生物を選定評価、リストアップし、その種の生態分布や圧迫要因などを明らかにした資料。2004年に発行した「香川県レッドデータブック」を2021年に改訂し、現在1,032種(2004年版から234種増)を掲載している。

かがわ里海大学

里海づくりをけん引する人材の育成を目的に、本県と香川大学が共同で設立した「学びと交流の場」。里海づくりに必要なスキルや知識を高める講座から、広く里海への理解を深める一般向けワークショップや体験ツアーまで、さまざまな講座を開講している。

かがわヒノキ

香川県の森林で育ったヒノキ。令和6(2024)年11月に、県産ヒノキの認知度向上に向けたブランド化を行うに当たり、「かがわヒノキ」のブランドロゴマークとキャッチフレーズを決定した。

拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設

計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

環境影響評価制度

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を実施するに当たり、事業者が事前に環境への影響を調査、予測、評価するとともに、環境を守るための対策を検討し、開発事業をより環境負荷の小さいものにしようとする制度。法律と条例に定められた一定規模以上の道路や空港、宅地の造成などについて環境影響評価の実施が義務付けられている。

環境基準

環境基本法に基づき定められている大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

環境キャラバン隊

小中学校を中心に、学校や地域などで環境学習を行う、出前講座。

環境産業

供給する製品・サービスが、環境保護及び資源管理に、直接的または間接的に寄与し、持続可能な社会の実現に貢献する産業。

環境配慮指針

環境影響評価制度の対象とならない一定規模未満の開発事業についても、事業者の皆様が環境への配慮に自主的かつ積極的に取り組んでいただくため、その計画、実施の各段階における具体的な環境配慮事項等を明らかにした指針。

環境配慮モデル

「香川環境配慮モデル認定制度」において、環境配慮の観点から他の模範となるリサイクル製品や環境負荷の低減に取り組む事業所を「モデル」として認定している。

環境マネジメントシステム(EMS)

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標をみずから設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組み。EMSは Environmental Management System の略称。

間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の成長や下層植生の生育を図る作業。

気候変動

長期的な気候状態の変化のこと。太陽活動の変化等の自然的要因による変化もあるが、近年では温室効果ガス排出等の人為的な要因により追加的に生ずるものを指す。

揮発性有機化合物(VOC)

ガソリン、溶剤(シンナー等)等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成の原因物質の一つと考えられている。VOCは、Volatile Organic Compounds の略称。

吸収源対策

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルをめざすため、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から差し引く「吸収量」を増やすための対策。植林、森林管理等のほか、藻場等の海洋生態系の整備も検討されている。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーン・ツーリズム

農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自

然や文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと。

健康項目

水質の環境基準のうち、水環境の汚染を通じて、人の健康に影響が及ぼすおそれがある項目。カドミウムなどの有害物質が選定されている。

原木シイタケ

コナラ、クヌギ等の原木(0.9~1mの長さに切った木)にシイタケの菌を植えて栽培したもの。これに対し、おがくずやチップ等の基材に水と添加物を加えて、容器に詰めた後にシイタケの菌を植えて栽培を行うものを菌床シイタケという。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質とされる。粘膜を刺激し、目やのどに影響を与え、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。日差しの強い夏期に高濃度になりやすい。

広葉樹材

クヌギやコナラ、ヤマザクラなど広葉樹の原木及びこれを原材料として製造された木材。

【さ行】

サーティ・バイ・サーティ
30by30

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。生物多様性条約(COP15)で採択された新たな枠組みを踏まえ、日本は2023年に生物多様性国家戦略を閣議決定し、2030年の目標に位置づけている。

災害廃棄物

災害のために発生した、生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物のこと。災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町が処理責任を有している。

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

里海(さとうみ)

人が自然と適切に関わることで、多様な生物が生息できる健全な海の状態を保ち、多くの恵みをもたらす豊かな海のこと。本県では、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」をめざして、全国初となる「全県域」を対象に、県民みんなで山・川・里(まち)・海を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりに取り組んでいる。

里地・里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

さぬきっ子環境スタディ

地球温暖化やエネルギー問題など地球規模の環境問題について、子どもたちが主体的に行動できるよう開発された本県独自の環境学習教材。本県の特長やデータを活用し、写真やイラストを多用したパネル式教材及び動画・スライド教材で構成されており、学校におけるICT環境の整備に伴い、電子書籍化にも取り組んでいる。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法で定める20種類のもをいい、全ての事業活動に共通するもの(燃え殻、汚泥など)と特定の事業活動に限定されるもの(紙くず、木くずなど)がある。

シー・エス・アール

CSR(企業の社会的責任)

Corporate Social Responsibility の略称。企業が利益を追求し、法令を遵守するだけ

でなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が果たすべき責任のこと。

ジー・エックス G X (グリーン・トランスフォーメーション)

GXとは、「Green」と「Transformation」を組み合わせた言葉で、「Trans」は「X」に置き換えて表示され「GX」と略される。経済成長と地球温暖化対策を両立させ、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という、カーボンニュートラルにいち早く移行するために必要な経済社会システム全体の変革を意味する。

シー・オー・ディー C O D (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略称。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

ジー・ダブルユー・ピー G W P (地球温暖化係数)

Global Warming Potential の略称で、二酸化炭素を基準として、他の温室効果ガスが地球温暖化に与える影響の大きさを表した数値。例えば、地球温暖化係数28のメタンは、同じ質量の二酸化炭素の28倍の温暖化効果を持つことを意味する。

ジェイ J ークレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による温室効果ガスの排出削減量や、森林管理等による温室効果ガスの吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。創出されたクレジットは、相対取引や市場取引により売買することができる。企業や自治体等の省エネ・低炭素投資等の取組みを促進し、国内の資金循環を促すことで、環境と経済の両立をめざす仕組みとなっている。

四国のみち

四国を歩いて一周できる総延長1,545.6km

の長距離自然歩道であり、徳島県鳴門市を起点に四国内をめぐり、徳島県板野郡板野町を終点としている。香川県内には五色台のへんろみちコースや紫雲出山口マンのみちコースなど全28コース、約265.7kmが整備されている。

四国遍路

徳島・高知・愛媛・香川の四国4県に点在する弘法大師空海ゆかりの札所霊場を廻る巡礼。最終目的地がない円環状の巡礼路や「同行二人」の弘法大師空海と共に歩く巡礼形式、「お接待」という地域社会の巡礼者への支援などの特徴とともに発展してきた文化遺産。現在、産学民官が連携・共同して、四国遍路の世界遺産登録に向けた取組みを進めている。

次世代エネルギー

従来の化石燃料(石油、石炭等)に依存しない、新しい技術や方法によって生み出される水素、アンモニア、合成メタン、合成燃料等の幅広い分野での活用が期待されるエネルギーのこと。

自然共生サイト

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」に基づき、企業や地方公共団体等が作成する、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する活動の計画の実施区域を国が認定したもの。自然共生サイトの認定・管理は、生物多様性保全に資する地域として、国の30by30目標の達成に関係している。

指定希少野生生物

香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づき、県が県内の希少野生生物(絶滅のおそれがある野生生物)のうち、特に保護を必要とする種を指定したもの。指定した種は、生きた個体の捕獲、採取、殺傷または損傷が原則禁止としている。

ジビエ

鳥獣肉のこと(フランス語:gibier)。日本では、シカやイノシシによる農作物被害が大きな問題となっており、捕獲が進められるとともに、ジビエとしての利用も全国的に広まっている。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

浚渫

一定区域内の土砂を除去すること。例えば、ダム貯水池内では、上流から流入する土砂によって貯水池内の堆砂が進行すると、利用可能な容量が減少することから、計画的に実施する必要がある。

小水力発電

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、売れ残りや食べ残しなど、さまざまな理由で捨てられている食品のことで、食品の生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において日常的に発生し、日本全体で年間約464万トン(令和5(2023)年度)と推計されている。

親水護岸

海岸、河岸等において、護岸としての機能を持ちつつ、水にふれあうことが容易にできるようにしている護岸。たとえば、階段護岸や緩傾斜護岸

等がある。

侵略的外来種

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性をおびやかすおそれのあるもの。

森林公園

県民の心身の健康の増進並びに森林及び緑化に関する知識の向上を図るため、香川県森林公園条例に基づき設置した公園。

県立の森林公園として、公湊森林公園、満濃池森林公園、ドングリランドがある。

森林施業

森林を育成するために、植栽、下草刈り、間伐など森林に対する働きかけを継続的に行うこと。

水素ステーション

燃料電池自動車へ燃料となる水素を補給する場所のこと。

スマート農業

農作業の自動化や省力化、農作物の高品質化や生産性の向上を目的として、ロボット、AI、IOTなどの先端技術を活用する農業のこと。

スマート・フードライフ

家庭から出る食品ロスの削減をめざして環境・身体・家計にとってかきこい(スマートな)食生活を実践するライフスタイルを指すキャッチフレーズとし、香川県独自に名付けたもの。県では、推進キャラクター「たるる」とともに広く普及啓発に取り組んでいる。

生活環境項目

水質の環境基準のうち、健康項目以外で、人の生活に密接な関係のある項目。財産や動植物とその生息環境などの保全を目的に、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)などが選定されている。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上には長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれており、一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

^{ゼッチ}
ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

^{ゼブ}
ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)

Net Zero Energy House (Building)の略称。快適な室内環境を維持しつつ、年間の1次エネルギー消費量の収支をゼロにすることをめざした住宅(ビル)。

【た行】

ダイオキシン類

燃焼や化学反応などの過程で非意図的に生成する物質で、環境中に広く存在しているが、量は非常に少ない。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。

第三者所有モデル(^{ピー・ピー・エー}PPA)

太陽光発電設備の所有・管理を行う会社(PPA事業者)が、自らの負担により施設所有者が提供する敷地や屋根などに太陽光発電システムを設置し、そこで売電された電力をその施設所有者へ販売する仕組み。PPAは、Power Purchase Agreementの略称。

脱炭素、ゼロカーボン

地球温暖化の原因となっている温室効果ガス、主に二酸化炭素の排出量を可能な限りゼロにする取組み。

多面的機能

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、

良好な景観の形成、文化の伝承など、農山漁村で行われる農林水産業の営みにより生じるさまざまな機能のこと。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表や大気の温度が追加的に上昇する現象。

地産地消

「地域生産ー地域消費」を短く表現した言葉で、「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味。

中山間地域

傾斜地や森林が多く、まとまった平坦な農地が少ないなど、農業上の諸条件が平地に比べて不利な地域のこと。

^{ティー・シー・エフ・ディー}
TCFD

Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略称で、気候変動が企業に与える財務的影響(リスクと機会)について、投資家向けに開示するための国際的な枠組み。

テレワーク

在宅勤務、モバイルワークなど、ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

特定外来生物

「外来生物」参照。

特定非営利活動法人みんなでつくる自然史博物館・香川

自然関係の研究者や各分野の専門家、自然保護活動団体、環境保全に関心のある県民、企業等によって構成された団体(平成20(2008)年6月設立)。平成27(2015)年4月からは、特定非営利活動法人として本県の自然保護に関するセンター的な役割を担うことを目的に活動を行

っている。

特用林産物

きのこ、くり、わらび、ぜんまい、たけのこ、炭などの森林や原野から産出される産物で、木材以外の林産物の総称。

都市公園

国や地方自治体が良好な都市環境を創出するため、都市公園法に基づき設置した公園。近くの住民が利用する住区基幹公園、丸亀総合運動公園などの運動公園、栗林公園のように歴史的に由緒のある歴史公園、琴弾公園のような景勝地である風致公園、香東川公園や土器川公園のような都市緑地、国営讃岐まんのう公園のような国営公園などに分類される。

どんぐり銀行

どんぐりを集めて苗木として払い戻すといった緑化活動のほか、県民参加による森づくり活動や、自然観察等を通じた森林体験により、県民に積極的に森づくりに携わってもらおうという活動。

【な行】

農地中間管理事業

農用地の利用の効率化・高度化の促進を図ることを目的とする法人として、知事の指定を受けた農地中間管理機構((公財)香川県農地機構)が、地域計画に基づき、離農や規模を縮小する農家から農地を借り入れて、その農地を担い手等の農家に貸し付けることで、農地の集積・集約化を促進する事業。

農地転用許可制度

優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図る観点から、農地を立地条件等により区分し、開発を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、資産保有目的等での農地取得を認めないこととする、農地法に基づく制度。農地転用とは、耕作の目的に供さない土地にすること。対象となる農地には、現に耕作されていなくても、耕作しようとするればいつでも耕作可能

な農地(不耕作地等)も含まれる。

農泊

農山漁村地域に宿泊し、滞在中にその地域の農産物を活用した食事や農業体験などを楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。

【は行】

廃棄物

占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった固形状又は液状のものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

排出事業者責任

廃棄物等を排出する事業者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者は、その廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は、汚染者負担の原則にある。

ビー・オー・ディー B O D (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略称。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

ビーシーピー B C P (業務継続計画)

Business Continuity Plan の略称。企業等の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたときを想定し、重要業務を許容限界以上のレベルで維持するとともに、許容される期間内に操業度を回復するための事前の対策・緊急期の対応計画・事後の復旧計画のこと。

ピー・アール・ティール P R T R (化学物質排出移動量届出)制度

Pollutant Release and Transfer Register の略称。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への

排出量や廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。

ピー・エイチ・イー・ブイ

P H E V(プラグインハイブリッド自動車)

Plug-in Hybrid Electric Vehicle の略称。外部の電源から充電可能なハイブリッド自動車。

ピー・シー・ビー

P C B(ポリ塩化ビフェニル)

Polychlorinated Biphenyl の略称。熱で分解しにくく電気絶縁性に優れているため、熱交換器の熱媒体やトランス・コンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されていた。昭和43(1968)年に健康被害(カネミ油症事件)が発生したことでその有害性が判明し、昭和47(1972)年以降、製造や使用が禁止された。PCBが含まれる廃棄物は、国が定める期限までの適正処理が求められている。

ビオトープ

本来その地域にすむさまざまな生きものが生息することができる空間を表した、ギリシヤ語で「生物」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の造語。干潟、湿地、湖沼、河川などの水域や、里山林、草地などさまざまなタイプのビオトープがある。

干潟

潮の満ち引きにより、干出と冠水を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系のひとつであり、多様な水生生物の生育・生息場所となるほか、水質浄化など重要な役割を果たしている。

微小粒子状物質(P M_{2.5})

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1m の千分の1)以下の小さな粒子のことで、非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、

循環器系への影響が心配されている。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

貧栄養化

栄養塩(窒素、リン、珪素など、植物が正常な生活を営むのに必要な無機塩類)が少なく植物プランクトンや海藻などの生物の生産性が低くなること。

フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体やフードバンク団体などに寄附する活動。

フードバンク

食品の製造工場が発生する規格外品や家庭等で余っている食品を引き取り、福祉施設等へ無償提供する活動。

フォレストマッチング

森づくりに関心のある企業・団体と県、地元市町等が協働の森づくり協定を締結し、企業等の社員等の参加と経費負担により、森林整備を進める取組み。

ブルーカーボン

沿岸・海洋生態系で、海草・海藻が光合成により二酸化炭素を取り込み、長期間にわたって海底等に貯留される炭素のこと。主なブルーカーボン生態系としては、藻場(海草・海藻)やマングローブ林等がある。

フロン類

オゾン層破壊物質であるCFCs(クロロフルオロカーボン類)等の特定フロンの代替として開発された物質で、主にHFCs(ハイドロフルオロカーボン類)を指す。冷凍空調機器の冷媒としての用途が増加しているが、強力な温室効果を有するため、適切な管理、回収の徹底とともに、低

GWP のグリーン冷媒への転換が必要とされる。

閉鎖性海域

入口の狭い湾、内海など、海水交換が悪く水の滞留が著しい海域のこと。栄養塩類の流入などが多い場合には富栄養化が促進されやすい。

BEMS(ビルエネルギー管理システム)

Building Energy Management System の略称。IT技術の活用により、業務ビルにおいて、室温や人が室内にいるか否かなどの室内状況をセンサー等によりリアルタイムに把握し、室内状況に対応した照明・空調等の最適な運転を可能にする等、業務ビルの省エネルギー管理を支援するシステム。

保安林

公益上の目的を達成するため、森林法に基づいて、農林水産大臣または知事が指定した森林。水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致の17種類があり、森林の施業や開発行為に一定の制限が課せられている。

【ま行】

みどり認定

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(通称:みどりの食料システム法)」に基づき、環境に配慮した農林水産業に取り組む事業者を県が認定する制度。

みどりの学校

みどりとのふれあいを通して、みどりに対する理解を深めてもらうため、子どもから大人までのあらゆる世代を対象に、みどりに関する「体験」、「学習」、「実践」ができる多様な講座を実施するもの。

緑の少年団

緑を愛し、緑を守り、育てる心を養うことを目

的に活動する少年たちの自主的団体。

緑の募金

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って行う寄附金の募集。寄附金は森林整備等の推進に用いる。

藻場造成

水産物にとって、重要な餌場、産卵場、生育場等になる、内湾や浅瀬に海藻等が群落を形成する場所を、人の手によって創り出すこと。藻場には水質浄化や水中への酸素供給、二酸化炭素の吸収などの副次効果もある。

【や行】

有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間にわたってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法。

有機フッ素化合物(PFAS)^{ビー・ファス}

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。PFASの中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されてきたが、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組みが進められている。

遊休農地

1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みのない農地。又は、周辺の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地。

【ら行】

リサイクル

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至る全ての段階での取組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組みが必要。

リユース

一旦使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、①あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、若しくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

【わ行】

ワンウェイプラスチック

ワンウェイ(使い捨て)のプラスチックのこと。

悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

香川県石綿による健康被害の防止に関する条例

石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散による県民の健康被害を防止するため、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、石綿を含有する建築材料を使用する建築物に関し必要な措置を講じ、もって県民の安全で安心な生活を守ることを目的とした条例。

香川県環境影響評価条例

土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うとともにその事業に係る事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他必要な事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とした条例。

香川県希少野生生物の保護に関する条例

県内に生息し、又は生育する野生生物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、県、事業者及び県民等が一体となって希少野生生物の保護を図り、その絶滅を防止することにより、生物の多様性が保全された豊かな自然環境がもたらす恵みを広く県民が享受できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例。

香川県生活環境の保全に関する条例

公害の防止その他の環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とした条例。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

畜産を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産の健全な発展に資することを目的とした法律。

環境影響評価法

土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続

等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とした法律。

気候変動適応法

気候変動対策として、温室効果ガスの削減を図る「緩和策」と両輪の関係である「適応策」について、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して推進するための各主体の役割・情報基盤の整備・地域における体制強化等の枠組みを整備することで、気候変動の影響から国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図ること目的とした法律。

建設リサイクル法

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

国土利用計画法

国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

森林法

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とした法律。

水質汚濁防止法

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとも

に、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とした法律。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

生物の多様性の損失が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしている中で、我が国においても生物の多様性の損失が続いている状況にかんがみ、この状況を改善する地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等の措置を講じ、もって豊かな生物の多様性を確保し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とした法律。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

農地法

国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とした法律。

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

農用地土壌の特定有害物質による汚染防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることによって、人の健康を損なう恐れがある農畜産物の生産又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、国民の健康の保護及び生活環境の保全につなげることを目的とした法律。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例

温暖で少雨という瀬戸内海沿岸に特有の気候の下で、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海を有し、狭あいな県土に数多くの河川が流れ、ため池、湧水等が点在することにより形成された本県に特有の豊かで変化に富んだ水環境の特性を踏まえ、県下すべての者の参加を求め、これらの者と協働することにより、水環境を保全し、かつ、より質の高いものとして将来の世代に引き継ぐことが重要であることにかんがみ、水環境の保全と創出に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水環境の保全と創出に関する施策の基本となる事項を定め、水環境の保全と創出のための措置を講ずることにより、人と自然とが共生する潤いと安らぎに満ちた美しい郷土香川づくりを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とした条例。

フロン排出抑制法

人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律。

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例

狭あいな県土を有し、その森林等の占める割合が低く、高度な土地利用が行われている本県において、みどりが有する県土の保全、水資源のかん養、地球温暖化防止その他の公益的機能の重要性にかんがみ、県民の参加と協働の下、県土の計画的な緑化を推進するとともに、みどりを保全するために必要な土地利用の調整を行うことにより、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な環境の確保に資することを目的とした条例。

3 香川県環境基本条例(平成7年4月1日施行)

平成7年3月22日

香川県条例第4号

目次

前文

第1章 総則(第1条－第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等(第8条－第10条)

第2節 環境の保全のための施策等(第11条－第20条)

第3節 地球環境の保全の推進等(第21条)

第3章 環境の保全に関する施策の推進(第22条・第23条)

附則

私たちのふるさと香川は、「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ」と万葉集にも詠まれたように、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海をはじめ、緑の山々が連なる讃岐山脈、ため池や鎮守の杜(もり)などが点在する讃岐平野など、豊かな環境に恵まれ、また温暖で少雨という瀬戸内海沿岸に特有の気候を有している。このような自然条件の下、特色ある産業や文化がはぐくまれ、私たちは、生活を営んできた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量消費などを伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球全体の環境までも影響を及ぼすに至っている。

もとより、私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その環境を守り、より質の高いものとして将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このため、私たちは、狭あいな県土において高度な土地利用が行われているという本県の特性を考慮しながら、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に向け、互いに協力し、不断の努力により、自主的かつ積極的に環境の保全に取り組む必要がある。

ここに、県下すべての人々の参加により、人と自然とが共生する田園都市にふさわしい潤いと安らぎに満ちた快適な環境を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に

関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止その他の環境への負荷の低減又は自然環境の適正な保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるととも

に、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市町との連携)

第7条 県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、県民が自然と共生する豊かな環境を創造すること。
- (3) 身近な緑、水辺地等を保全し、及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境を保全するとともに、地域の特性を生かした美しい田園都市の形成を推進することにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図ることにより、地球環境の保全に資すること。

(香川県環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香川県環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、本県の自然的社会的文化的な環境の特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たり、あらかじめ、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(香川県環境白書)

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するとともに、県民に環境の状況及び県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、毎年度、香川県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置等)

第13条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為その他の人の健康の保護又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (3) 公害を防止するために必要な土地利用に関する合理的な利用の調整を図る措置

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(技術的助言その他の必要な措置)

第14条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民に対し、技術的助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び希

少な野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 県は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 県は、本県の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第17条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第18条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化に関する活動、生活排水の浄化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 県は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第20条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

- 2 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。
- 3 県は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に資するため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進等の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地球環境の保全の推進等

第21条 県は、県及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、その推進を図るものとする。

- 2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境の保全に関する施策の推進

(環境の保全に関する施策の調整等)

第22条 県は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な実施に当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市町及び民間団体等との協力体制の整備)

第23条 県は、市町及び民間団体等と共に、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

附 則

[省略]

4 令和6年度県政世論調査結果

1 調査概要

(1)目的

次期香川県環境基本計画策定に関する基礎調査の一環として、県民の環境に対する評価や関心、環境問題に関する考え方及び環境配慮の取組状況などを把握することによって、本県の環境保全における課題や施策の方向を明らかにし、新たに計画に反映させるため、県民を対象としたアンケート調査を実施したものです。

(2)調査方法

- ①調査地域 香川県全域
- ②調査対象 層化二段無作為抽出 3,000人(満18歳以上の県民)
- ③調査期間 令和6年5月28日～6月19日

(3)環境施策についての調査項目

- ①環境に関する満足度・重要度について
 - ア 身のまわりの環境について
 - イ 行政の環境への取り組みについて
- ②日常生活における環境に優しい行動について
- ③行政に期待する取り組みについて
 - ア 森林整備と都市緑化のための取り組みについて
 - イ ごみの減量化・リサイクルの推進のための取り組みについて
 - ウ 生物多様性の保全の取り組みについて
 - エ 瀬戸内海の環境の保全に関する取り組みについて
 - オ 環境保全活動への参加と協働のための取り組みについて
- ④自由意見

(4)回答結果

回答率 45.6%(回答者数:1,369人)

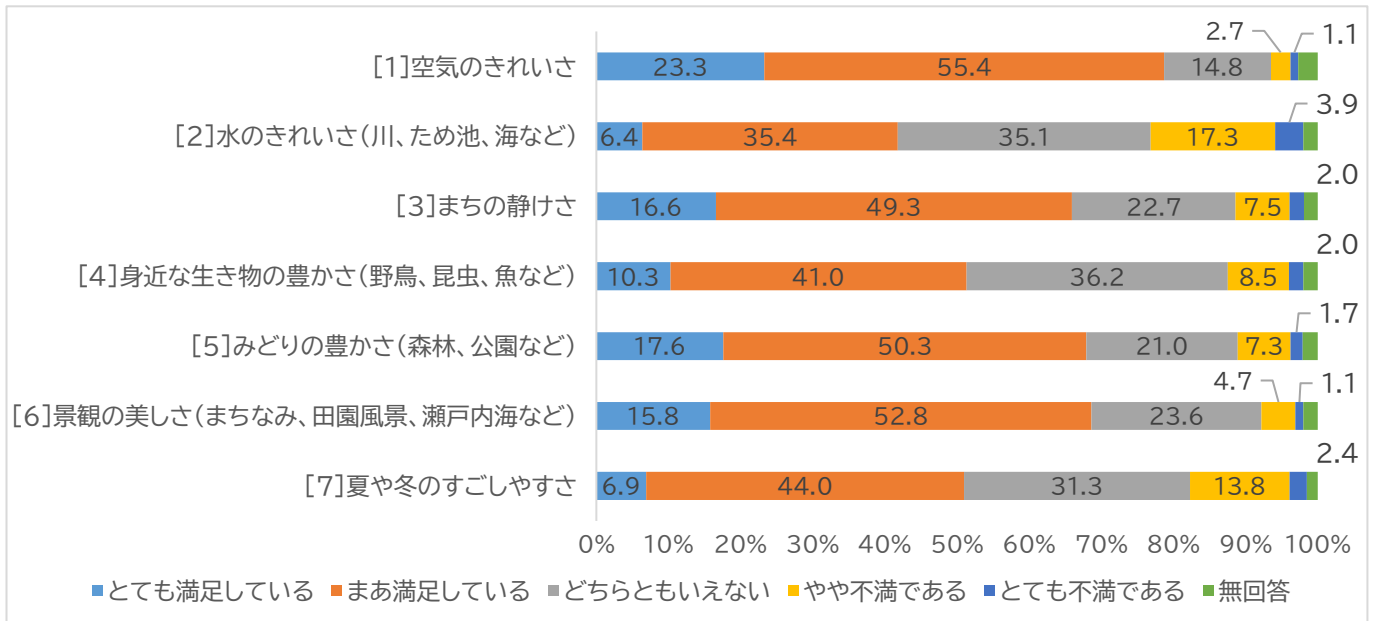
2 調査結果

(1) 環境に関する満足度・重要度について

ア 身のまわりの環境について

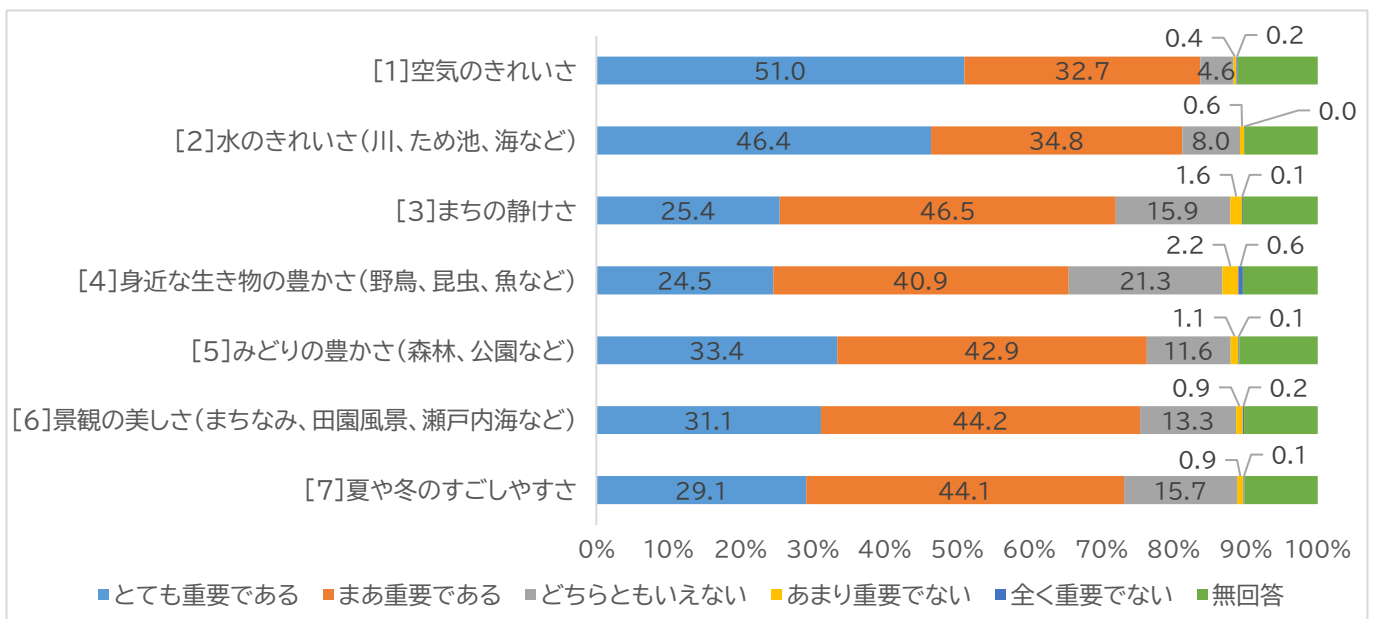
身のまわりの環境の満足度について、「とても満足している」と「まあ満足している」を合わせた【満足している】の割合は、「空気のきれいさ」78.7%が最も高く、次いで「景観の美しさ(まちなみ、田園風景、瀬戸内海など)」68.6%、「みどりの豊かさ(森林、公園など)」67.9%などとなっている。

図1-1 身のまわりの環境の満足度について



身のまわりの環境の重要度について、「とても重要である」と「まあ重要である」を合わせた【重要である】の割合は、「空気のきれいさ」83.7%が最も高く、次いで「水のきれいさ(川、ため池、海など)」81.2%、「みどりの豊かさ(森林、公園など)」76.3%などとなっている。

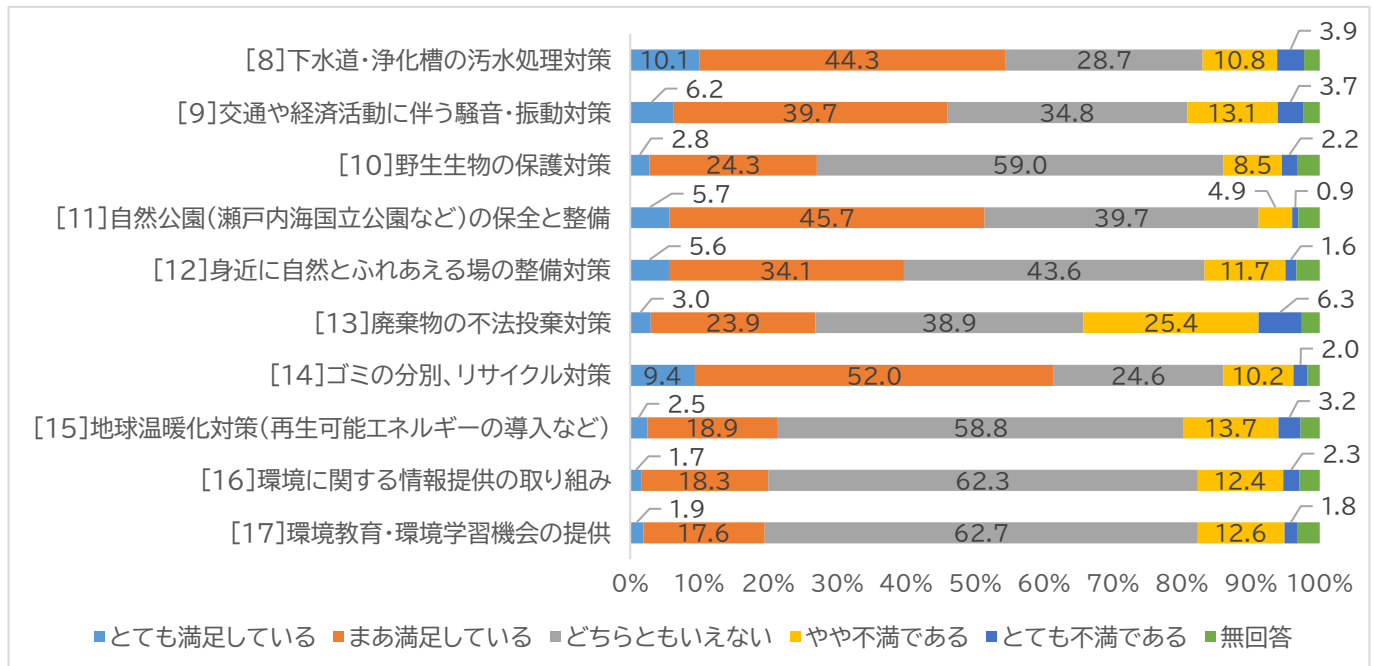
図1-2 身のまわりの環境の重要度について



イ 行政の環境への取り組みについて

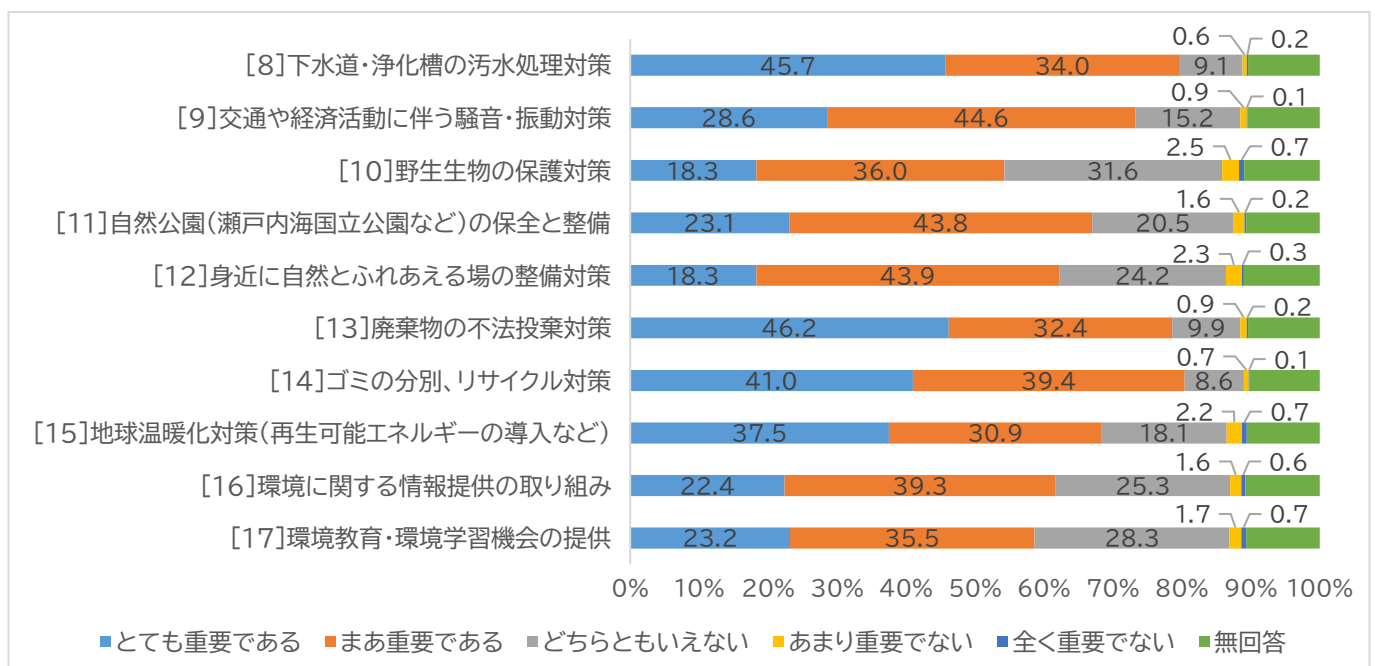
行政の環境への取り組みの満足度について、「とても満足している」と「まあ満足している」を合わせた【満足している】の割合は、「ゴミの分別、リサイクル対策」61.4%が最も高く、次いで「下水道・浄化槽の汚水処理対策」54.4%、「自然公園（瀬戸内海国立公園など）の保全と整備」51.4%などとなっている。

図2-1 行政の環境への取り組みの満足度について



行政の環境への取り組みの重要度について、「とても重要である」と「まあ重要である」を合わせた【重要である】の割合は、「ゴミの分別、リサイクル対策」80.4%が最も高く、次いで「下水道・浄化槽の汚水処理対策」79.7%、「廃棄物の不法投棄対策」78.6%などとなっている。

図2-2 行政の環境への取り組みの重要度について

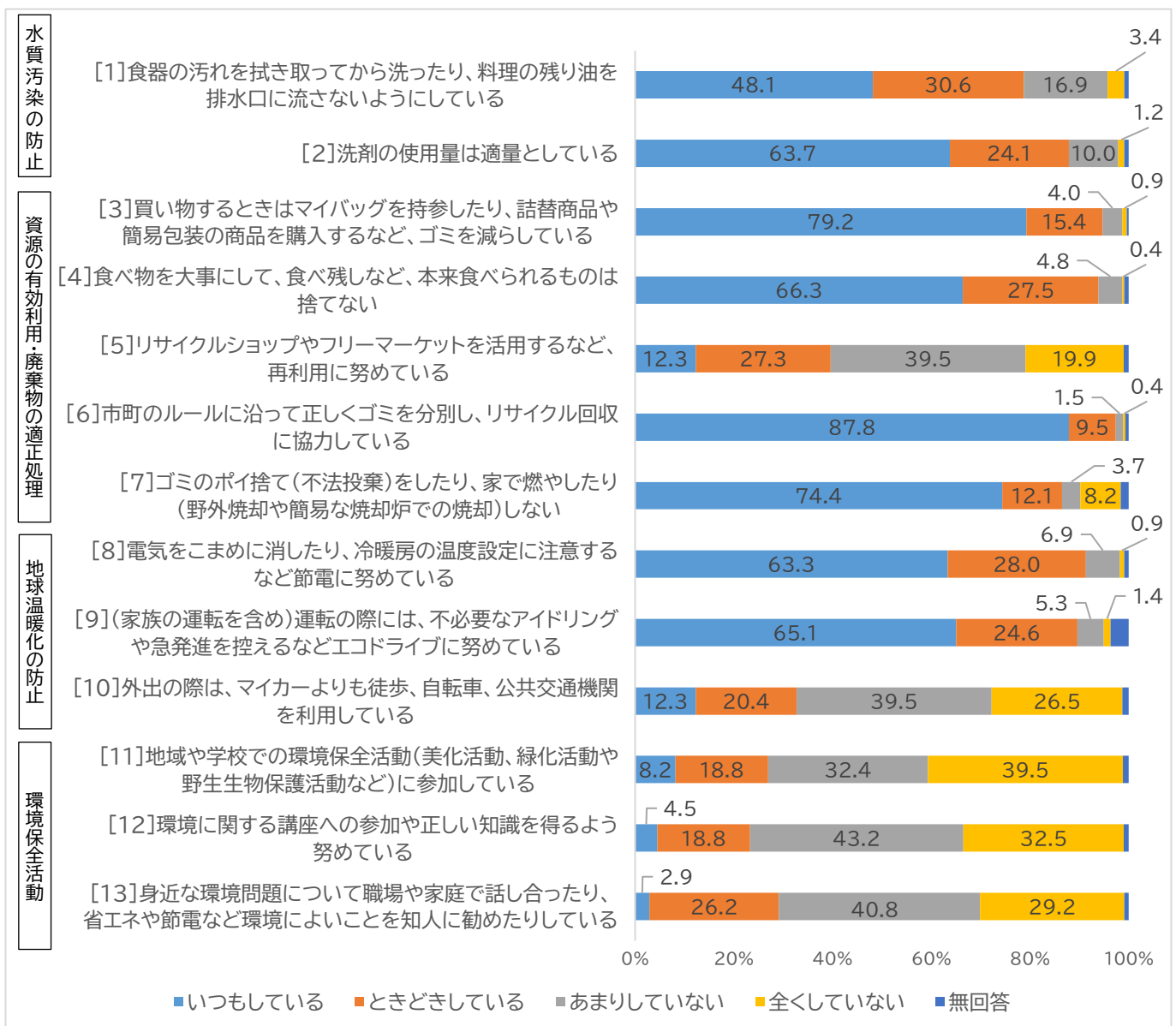


(2) 日常生活における環境に優しい行動について

日常生活における環境に優しい行動について、「いつもしている」と「ときどきしている」を合わせた【している】の割合は、「市町のルールに沿って正しくゴミを分別し、リサイクル回収に協力している」97.3%が最も高く、ついで「買い物するときはマイバッグを持参したり、詰替商品や簡易包装の商品を購入するなど、ゴミを減らしている」94.6%、「食べ物を大事にして、食べ残しなど、本来食べられるものは捨てない」93.8%、「電気をこまめに消したり、冷暖房の温度設定に注意するなど節電に努めている」91.3%などとなっている。

また、「あまりしていない」と「全くしていない」を合わせた【していない】の割合は、「環境に関する講座への参加や正しい知識を得るよう努めている」75.7%が最も高く、次いで「地域や学校での環境保全活動(美化活動、緑化活動や野生生物保護など)に参加している」71.9%、「身近な環境問題について職場や家庭で話し合ったり、省エネや節電など環境によいことを知人に勧めたりしている」70.0%、「外出の際は、マイカーよりも徒歩、自転車、公共交通機関を利用している」66.0%となっている。

図3 日常生活における環境に優しい行動について



(3) 行政に期待する取り組みについて（効果が高いと思われる取り組みを3つ選択）

ア 森林整備と都市緑化のための取り組みについて

森林整備と都市緑化のための取り組みについて、「手入れが行き届いていない竹林や広葉樹林などの里山の整備と資源活用の推進」64.6%が最も高く、次いで「間伐など森林を守り育てる森林整備の推進」57.6%、「森林整備の担い手の育成・確保」45.1%となっている。

図4-1 森林整備と都市緑化のための取り組みについて

	グラフ単位(%)	回答者数
全体	100.0	1,369人
(1) 手入れが行き届いていない竹林や広葉樹林などの里山の整備と資源活用の推進	64.6	884人
(2) 間伐など森林を守り育てる森林整備の推進	57.6	789人
(3) 森林整備の担い手の育成・確保	45.1	618人
(4) 都市公園や森林公園などの適切な整備・管理	33.5	458人
(5) 保安林(水源かん養機能などが指定されている森林)などの適切な管理・保全	19.6	269人
(6) 公共施設などにおける県産木材の利用促進	17.2	236人
(7) 県産木材で作った製品などの積極的なPRと情報の提供	11.0	151人
(8) ボランティア・企業などの参加による県民総参加の森づくりの推進	11.0	150人
(9) 建物の屋上や壁面に植物を植えるなど緑化の推進	10.7	146人
(10) その他	1.8	24人
無回答	2.8	39人

イ ごみの減量化・リサイクルの推進のための取り組みについて

ごみの減量化・リサイクルの推進のための取り組みについて、「ごみの多くを占める食品廃棄物の削減などに重点化した取り組み」56.8%が最も高く、次いで「学校や地域における環境学習の充実」36.6%、「不法投棄の監視・通報体制の充実」35.2%、「市町でのごみの分別方法や処理方法の見直し(可燃ごみから資源ごみへの変更など)」34.6%となっている。

図4-2 ごみの減量化・リサイクルの推進のための取り組みについて

	グラフ単位(%)	回答者数
全体	100.0	1,369人
(1) ごみの多くを占める食品廃棄物の削減などに重点化した取り組み	56.8	778人
(2) 学校や地域における環境学習の充実	36.6	501人
(3) 不法投棄の監視・通報体制の充実	35.2	482人
(4) 市町でのごみの分別方法や処理方法の見直し(可燃ごみから資源ごみへの変更など)	34.6	473人
(5) 広報の充実など県民全体への意識啓発や情報提供の強化	30.8	422人
(6) スーパーでの買い物袋持参の協力呼びかけや包装の簡素化	28.1	385人
(7) デポジット制度の導入など生産者による積極的資源回収の仕組みづくり	23.8	326人
(8) 地域による環境美化(クリーン作戦など)	20.8	285人
(9) その他	2.6	35人
無回答	1.6	22人

ウ 生物多様性の保全の取り組みについて

生物多様性の保全の取り組みについて、「身近な自然(里地・里山・里海)の保全」70.8%が最も高く、次いで「農業被害を発生させるイノシシなどの野生鳥獣の適切な管理」67.0%、「アライグマやヌートリアなど生態系や人間生活に影響を与える外来生物の防除」46.9%、「絶滅のおそれのある野生動植物の保護」43.2%となっている。

図4-3 生物多様性の保全の取り組みについて

	グラフ単位(%)	回答者数
全体	100.0	1,369人
(1) 身近な自然(里地・里山・里海)の保全	70.8	969人
(2) 農業被害を発生させるイノシシなどの野生鳥獣の適切な管理	67.0	917人
(3) アライグマやヌートリアなど生態系や人間生活に影響を与える外来生物の防除	46.9	642人
(4) 絶滅のおそれのある野生動植物の保護	43.2	591人
(5) 生物多様性に関する活動を行っている団体などへの支援	19.3	264人
(6) 自然観察会など生物多様性について理解を深めるための普及啓発活動	17.0	233人
(7) その他	1.5	20人
無回答	2.5	34人

エ 瀬戸内海の環境の保全に関する取り組みについて

瀬戸内海の環境の保全に関する取り組みについて、「水質の保全・管理(産業排水の規制、下水道の整備、有害化学物質の対策など)」66.9%が最も高く、次いで「沿岸域の環境(藻場・干潟・自然海浜など)の保全・再生・創出」50.1%、「自然景観・文化的景観の保全(自然公園、緑地、史跡の保全、海ごみ対策など)」44.9%、「持続可能な水産資源の維持・管理の推進」29.7%となっている。

図4-4 瀬戸内海の環境の保全に関する取り組みについて

		グラフ単位(%)	回答者数
全体		100.0	1,369人
(1)	水質の保全・管理(産業排水の規制、下水道の整備、有害化学物質の対策など)	66.9	916人
(2)	沿岸域の環境(藻場・干潟・自然海浜など)の保全・再生・創出	50.1	686人
(3)	自然景観・文化的景観の保全(自然公園、緑地、史跡の保全、海ごみ対策など)	44.9	615人
(4)	持続可能な水産資源の維持・管理の推進	29.7	406人
(5)	瀬戸内海に面した府県などとの連携の強化	27.5	376人
(6)	水質などの監視測定や調査研究	21.8	298人
(7)	健全な物質(栄養塩など)の循環機能の維持・回復	17.1	234人
(8)	環境学習の推進	9.3	128人
(9)	情報提供、広報の充実	4.9	67人
(10)	その他	1.2	17人
	無回答	2.1	29人

オ 環境保全活動への参加と協働のための取り組みについて

環境保全活動への参加と協働のための取り組みについて、「学校における環境教育・環境学習の充実」59.9%が最も高く、次いで「行政や企業、環境保全活動団体、自治体等の連携強化」51.3%、「生涯学習における環境教育・環境学習の充実」33.1%、「環境教育・環境学習の指導者や環境保全活動リーダーの育成」29.7%となっている。

図4-5 環境保全活動への参加と協働のための取り組みについて

	グラフ単位(%)	回答者数
全体	100.0	1,369人
(1) 学校における環境教育・環境学習の充実	59.9	820人
(2) 行政や企業、環境保全活動団体、自治体等の連携強化	51.3	702人
(3) 生涯学習における環境教育・環境学習の充実	33.1	453人
(4) 環境教育・環境学習の指導者や環境保全活動リーダーの育成	29.7	406人
(5) 環境保全活動参加のきっかけとなるような啓発イベントの実施	27.2	373人
(6) 環境保全活動に関する情報提供、広報の充実	22.5	308人
(7) 環境保全団体や活動リーダーへの支援	19.0	260人
(8) 環境保全活動団体や活動リーダー相互の連携の強化	12.7	174人
(9) その他	1.4	19人
無回答	3.4	47人

5 令和7年度県政モニターアンケート結果

1 調査概要

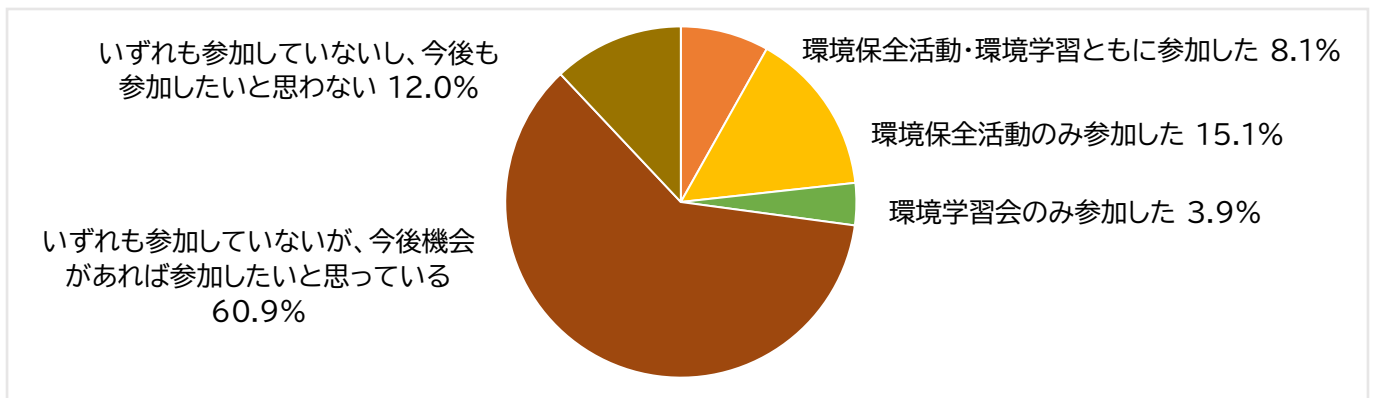
- (1)調査の目的 香川県環境基本計画をはじめ、環境に関する4つの計画(香川県環境基本計画、香川県地球温暖化対策推進計画、香川県廃棄物処理計画、香川県みどりの基本計画)について、次期計画策定の基礎調査の一環として、県民の環境保全に関する意識や取組みを把握し、計画の推進や各施策の実施に反映させるため、アンケート調査を実施したものです。
- (2)調査名称 環境の保全、みどりの保全についてのアンケート
- (3)調査時期 令和7年6月9日～令和7年6月22日
- (4)調査対象 県内在住の15歳以上の県政モニター317名
- (5)調査方法 インターネット及び郵送
- (6)回収状況 258名/317名=81.4%
- (7)調査内容

問	アンケート内容
1～5	環境を守り育てる地域づくりの推進について
6～8	脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全について
9～10	環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成について
11～12	自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進について
13～14	安全で安心して暮らせる生活環境の保全について
15～17	森林整備と森林資源循環利用の促進について
18～19	暮らしを支えるみどりの充実について
20	県民総参加のみどりづくりについて

2 調査結果

〔問1〕 あなたは、この1年間で、地域で実施される環境保全活動や環境学習に参加しましたか。
次の中から1つだけ選んでください。

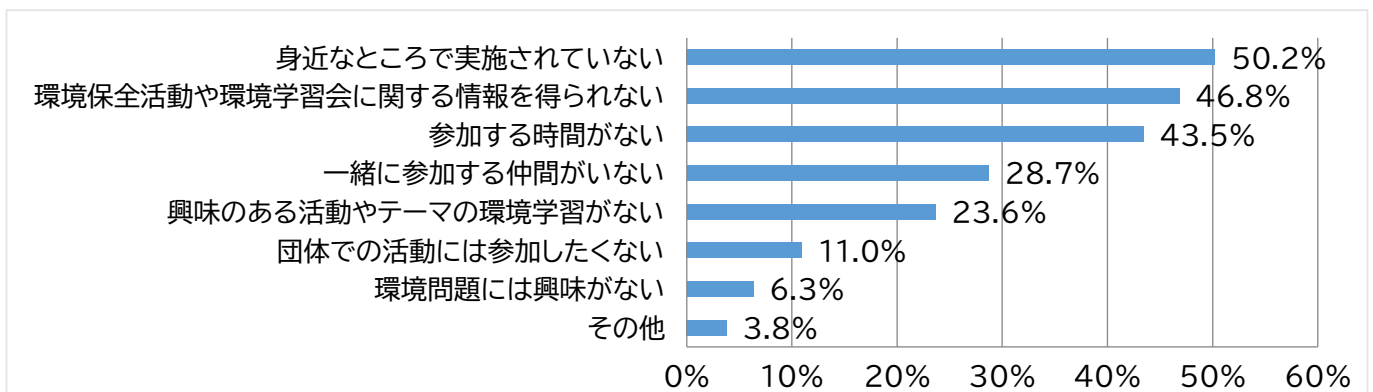
選択肢	回答者数	構成比
環境保全活動・環境学習ともに参加した	21	8.1%
環境保全活動のみ参加した	39	15.1%
環境学習会のみ参加した	10	3.9%
いずれも参加していないが、今後機会があれば参加したいと思っている	157	60.9%
いずれも参加していないし、今後も参加したいと思わない	31	12.0%
計	258	100.0%



〔問2〕 問1で「環境保全活動・環境学習ともに参加した」以外を答えた方にお伺いします。参加していない理由は何ですか。次の中から3つまで選んでください。

回答者数 237

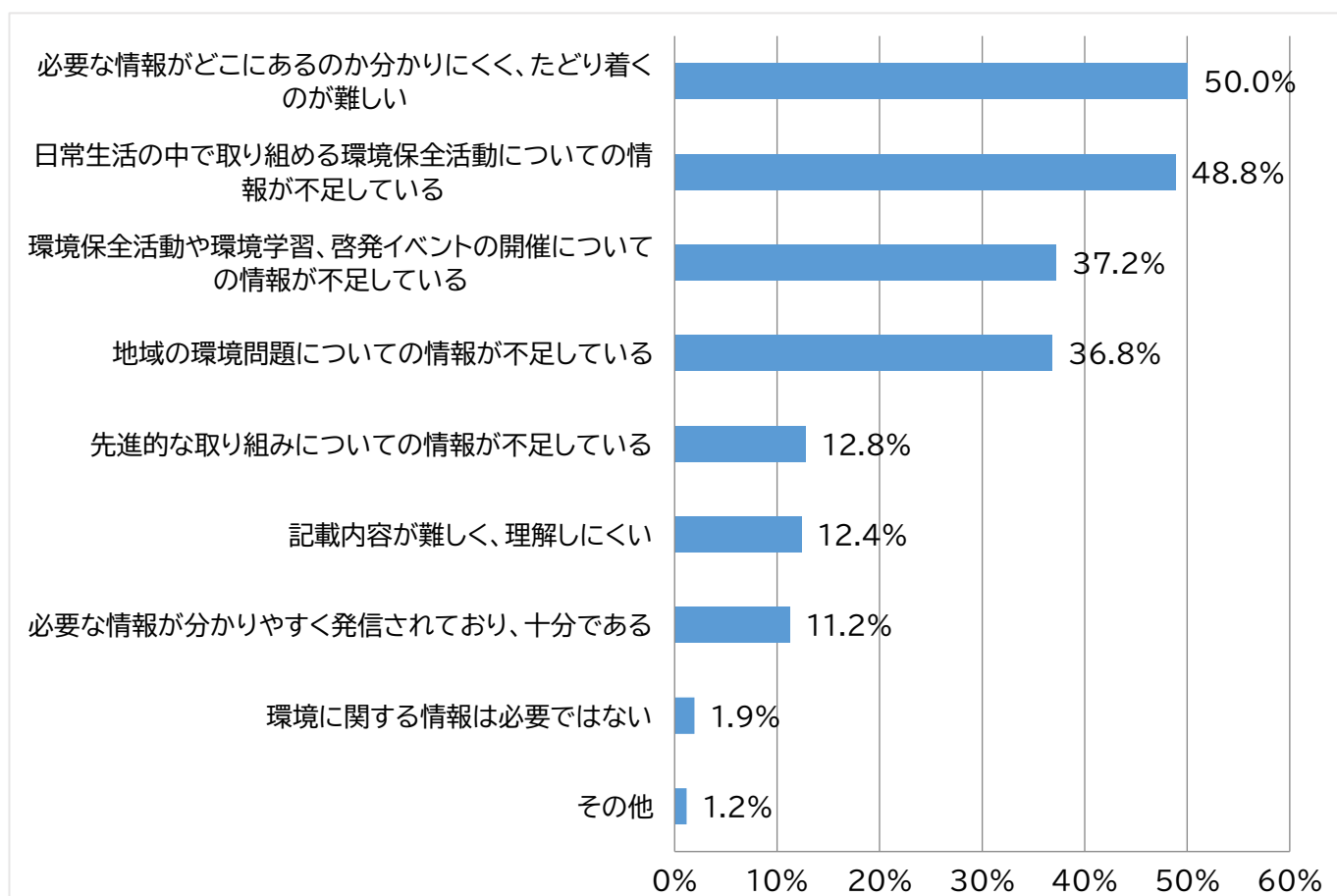
選択肢	回答者数	構成比
身近なところで実施されていない	119	50.2%
環境保全活動や環境学習会に関する情報を得られない	111	46.8%
参加する時間がない	103	43.5%
一緒に参加する仲間がいない	68	28.7%
興味のある活動やテーマの環境学習がない	56	23.6%
団体での活動には参加したくない	26	11.0%
環境問題には興味がない	15	6.3%
その他	9	3.8%



〔問3〕 県や市町では広報誌、ホームページ、新聞やSNSなどにより、環境に関する情報発信をしていますが、現在の発信状況についてどのように感じていますか。次の中から3つまで選んでください。

回答者数 258

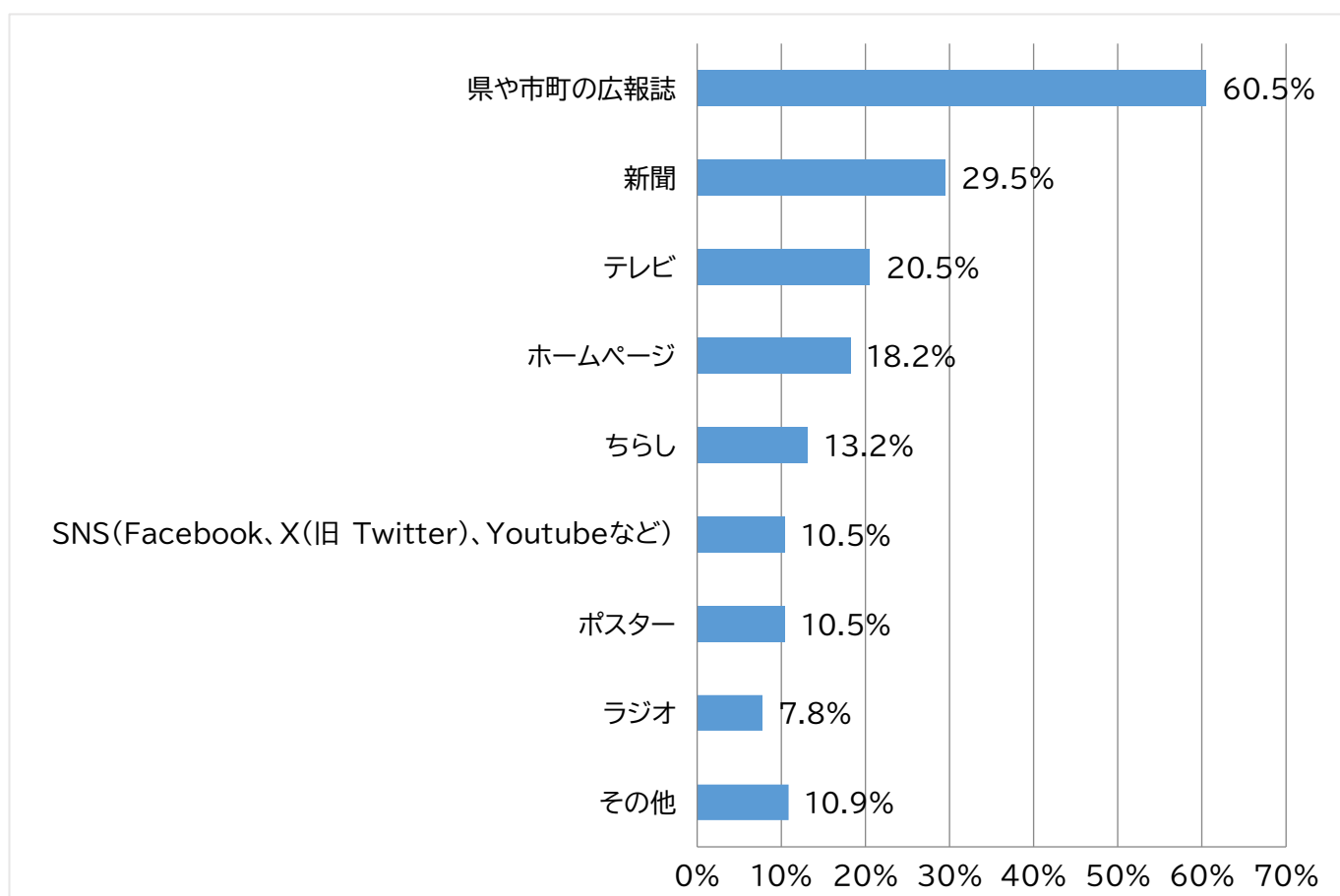
選択肢	回答者数	構成比
必要な情報がどこにあるのか分かりにくく、たどり着くのが難しい	129	50.0%
日常生活の中で取り組める環境保全活動についての情報が不足している	126	48.8%
環境保全活動や環境学習、啓発イベントの開催についての情報が不足している	96	37.2%
地域の環境問題についての情報が不足している	95	36.8%
先進的な取り組みについての情報が不足している	33	12.8%
記載内容が難しく、理解しにくい	32	12.4%
必要な情報が分かりやすく発信されており、十分である	29	11.2%
環境に関する情報は必要ではない	5	1.9%
その他	3	1.2%



〔問4〕 令和6年4月以降に参加したボランティア、講演会、講習会、講座、イベント、レクリエーションなど(環境保全活動、環境学習以外も含む)について、実施することを何で知りましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

回答者数 258

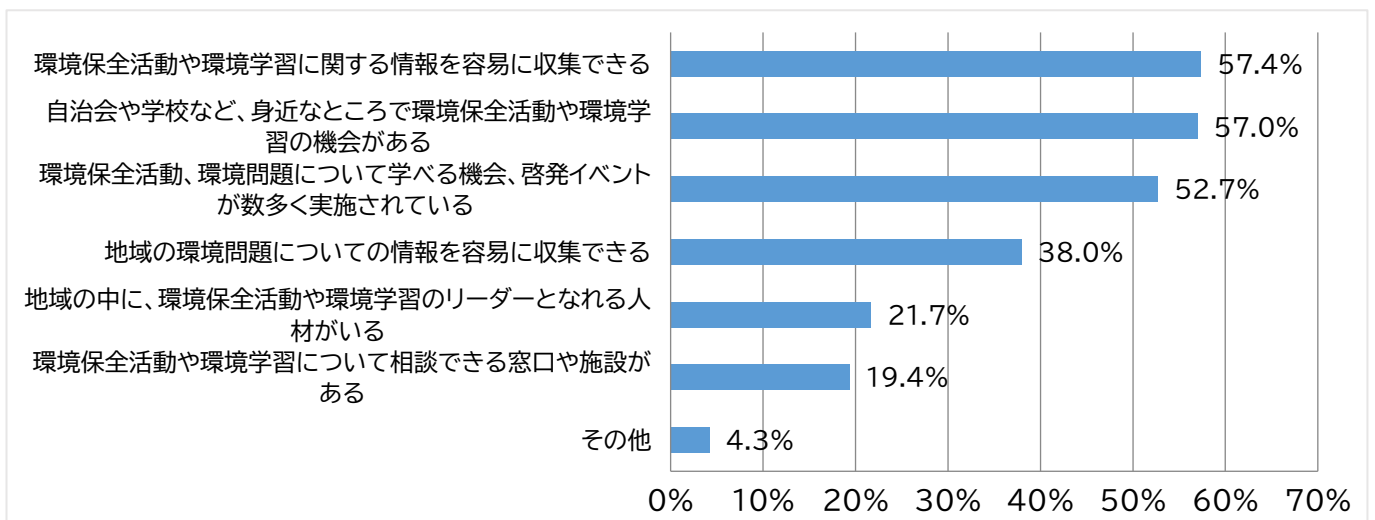
選択肢	回答者数	構成比
県や市町の広報誌	156	60.5%
新聞	76	29.5%
テレビ	53	20.5%
ホームページ	47	18.2%
ちらし	34	13.2%
SNS(Facebook、X(旧 Twitter)、Youtubeなど)	27	10.5%
ポスター	27	10.5%
ラジオ	20	7.8%
その他	28	10.9%



〔問5〕 あなた、あるいは多くの人が環境保全活動や環境学習など環境を守り育てる地域づくりに参加するためには何が重要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

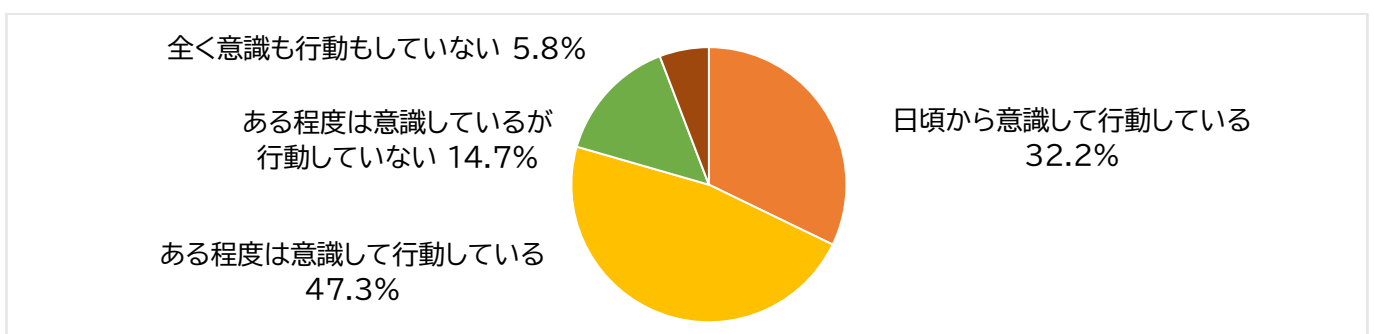
回答者数 258

選択肢	回答者数	構成比
環境保全活動や環境学習に関する情報を容易に収集できる	148	57.4%
自治会や学校など、身近なところで環境保全活動や環境学習の機会がある	147	57.0%
環境保全活動、環境問題について学べる機会、啓発イベントが数多く実施されている	136	52.7%
地域の環境問題についての情報を容易に収集できる	98	38.0%
地域の中に、環境保全活動や環境学習のリーダーとなれる人材がいる	56	21.7%
環境保全活動や環境学習について相談できる窓口や施設がある	50	19.4%
その他	11	4.3%



〔問6〕 あなたは、「脱炭素」や「地球温暖化」を意識し、二酸化炭素の排出削減に向けた行動をしていますか。次の中から1つだけ選んでください。

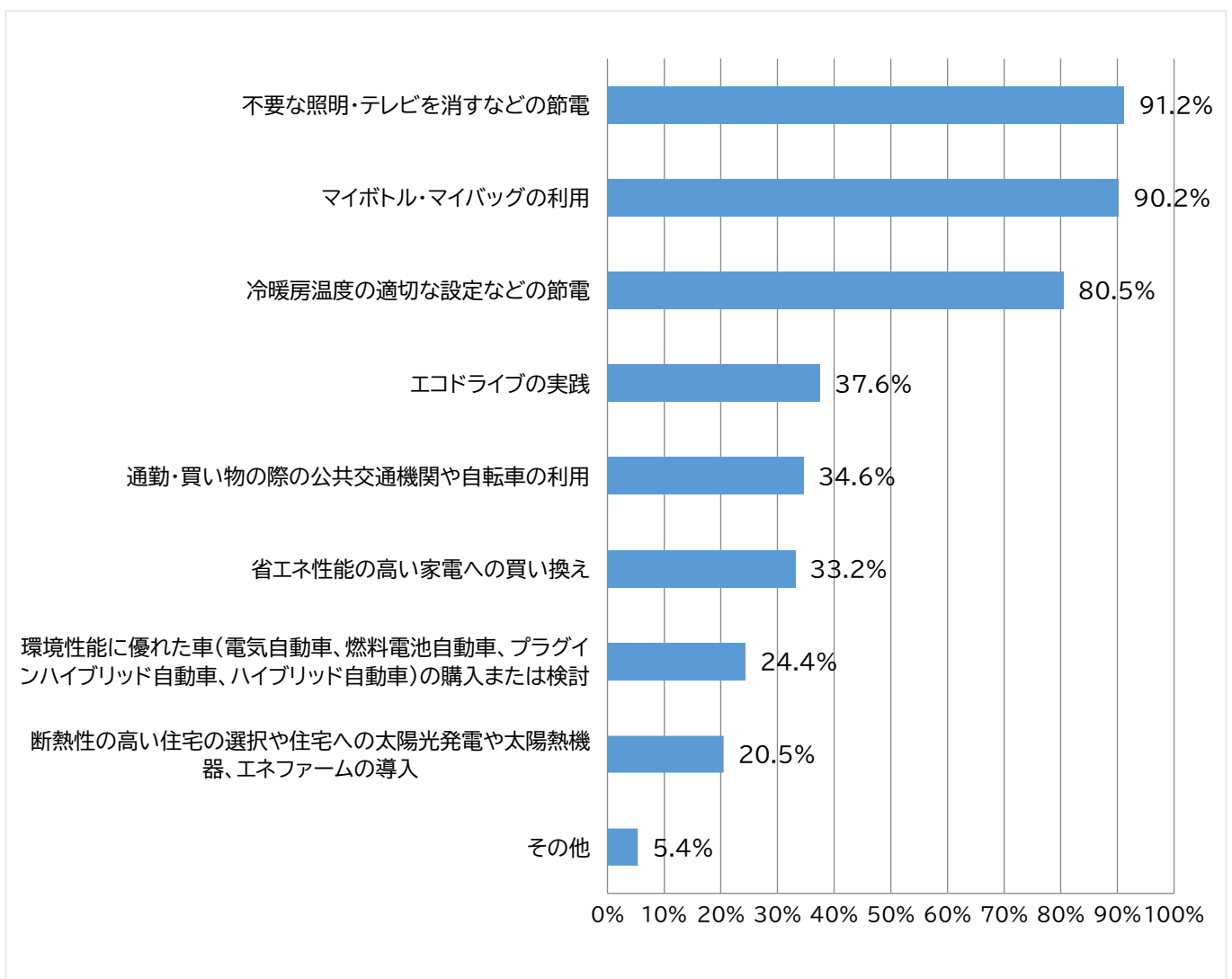
選択肢	回答者数	構成比
日頃から意識して行動している	83	32.2%
ある程度は意識して行動している	122	47.3%
ある程度は意識しているが行動していない	38	14.7%
全く意識も行動もしていない	15	5.8%
計	258	100.0%



〔問7〕 問6で「日頃から意識して行動している」または「ある程度は意識して行動している」と答えた方にお伺いします。あなたが行動している内容はどのような内容ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

回答者数 205

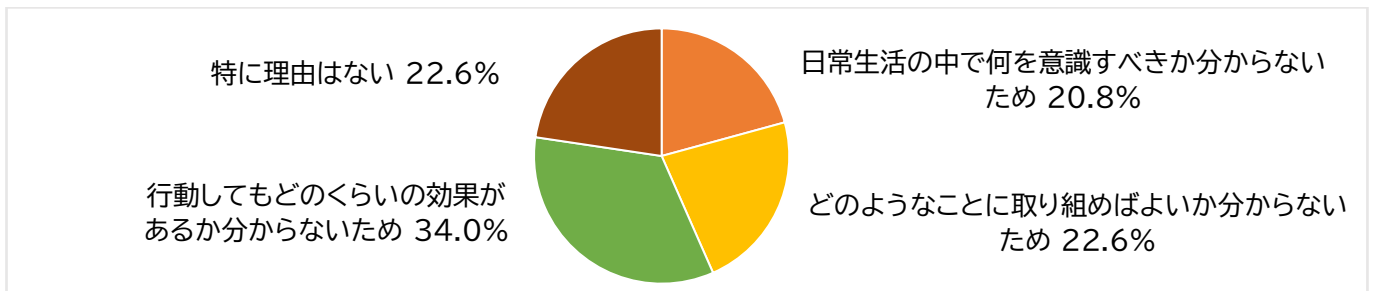
選択肢	回答者数	構成比
不要な照明・テレビを消すなどの節電	187	91.2%
マイボトル・マイバッグの利用	185	90.2%
冷暖房温度の適切な設定などの節電	165	80.5%
エコドライブの実践	77	37.6%
通勤・買い物の際の公共交通機関や自転車の利用	71	34.6%
省エネ性能の高い家電への買い換え	68	33.2%
環境性能に優れた車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)の購入または検討	50	24.4%
断熱性の高い住宅の選択や住宅への太陽光発電や太陽熱機器、エネファームの導入	42	20.5%
その他	11	5.4%



〔問8〕 問6で「ある程度は意識しているが行動していない」または「全く意識も行動もしていない」と答えた方にお伺いします。

その理由は何ですか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
日常生活の中で何を意識すべきか分からないため	11	20.8%
どのようなことに取り組みばよいか分からないため	12	22.6%
行動してもどのくらいの効果があるか分からないため	18	34.0%
特に理由はない	12	22.6%
計	53	100.0%

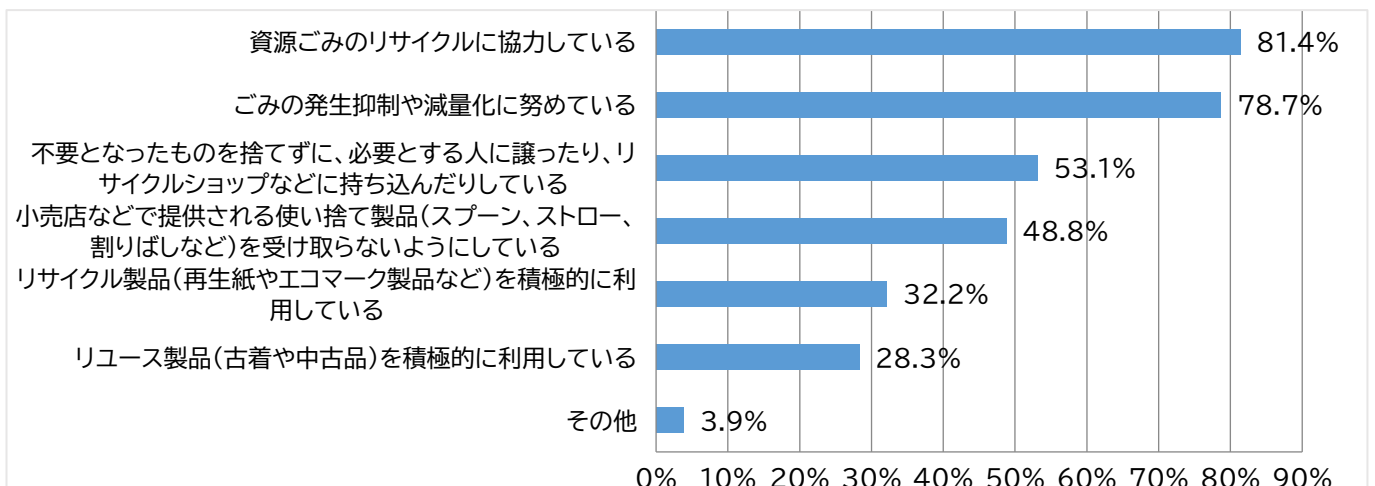


〔問9〕 あなたが3Rの推進について、積極的に取り組んでいると思う内容は次のうちどれですか。

あてはまるものをすべて選んでください。

回答者数 258

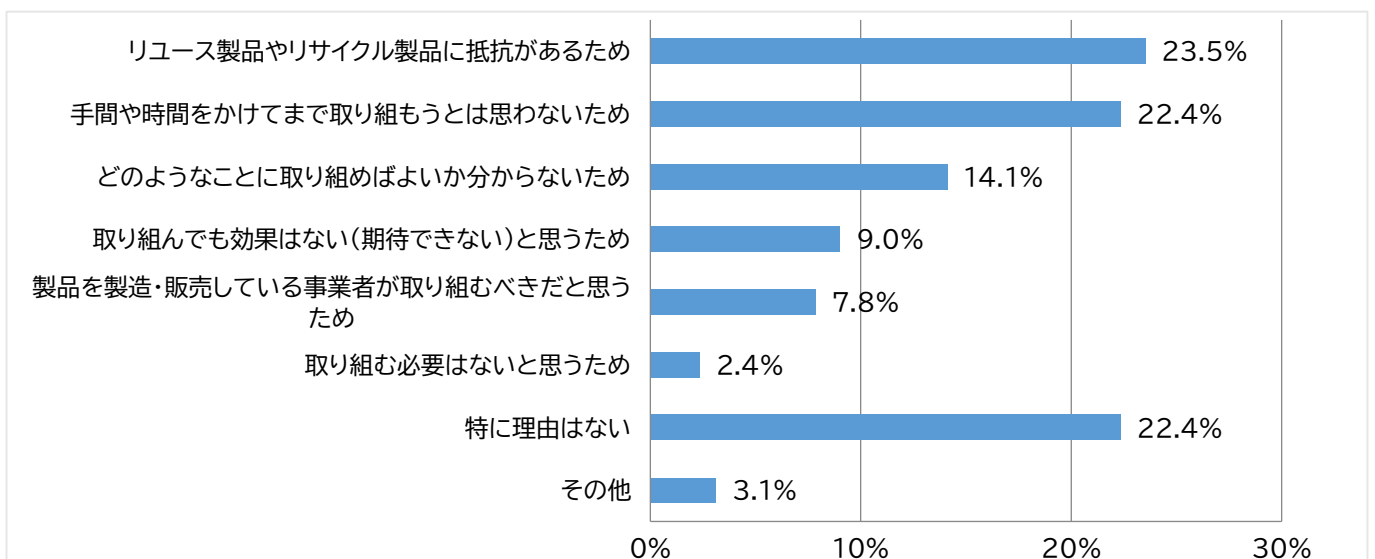
選択肢	回答者数	構成比
資源ごみのリサイクルに協力している	210	81.4%
ごみの発生抑制や減量化に努めている	203	78.7%
不要となったものを捨てずに、必要とする人に譲ったり、リサイクルショップなどに持ち込んだりしている	137	53.1%
小売店などで提供される使い捨て製品(スプーン、ストロー、割りばしなど)を受け取らないようにしている	126	48.8%
リサイクル製品(再生紙やエコマーク製品など)を積極的に利用している	83	32.2%
リユース製品(古着や中古品)を積極的に利用している	73	28.3%
その他	10	3.9%



〔問10〕 問9で1つでも積極的に取り組めていない選択肢があった方にお伺いします。
その理由は何ですか。次の中から2つまで選んでください。

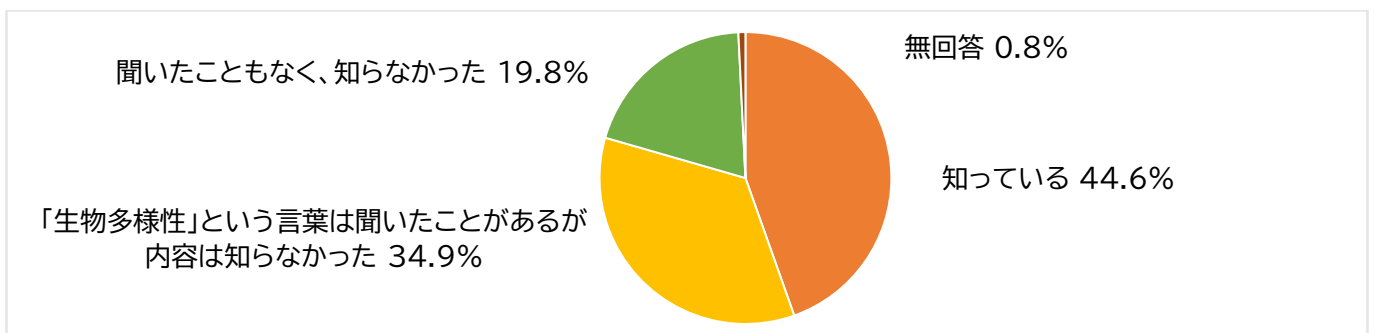
回答者数 255

選択肢	回答者数	構成比
リユース製品やリサイクル製品に抵抗があるため	60	23.5%
手間や時間をかけてまで取り組もうとは思わないため	57	22.4%
どのようなことに取り組めばよいか分からないため	36	14.1%
取り組んでも効果はない(期待できない)と思うため	23	9.0%
製品を製造・販売している事業者が取り組むべきだと思うため	20	7.8%
取り組む必要はないと思うため	6	2.4%
特に理由はない	57	22.4%
その他	8	3.1%



〔問11〕 あなたは、「生物多様性」について知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。

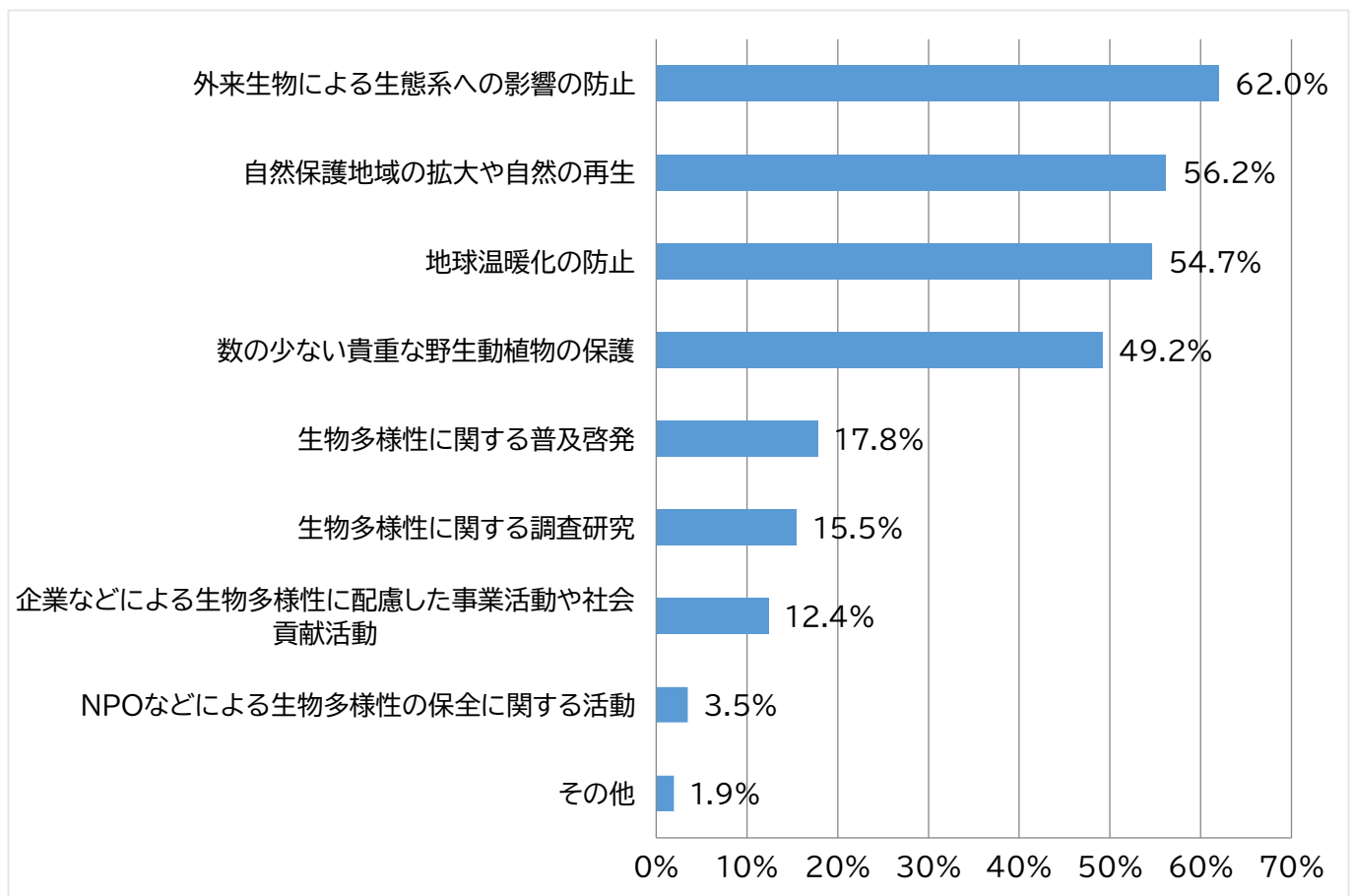
選択肢	回答者数	構成比
知っている	115	44.6%
「生物多様性」という言葉は聞いたことがあるが内容は知らなかった	90	34.9%
聞いたこともなく、知らなかった	51	19.8%
無回答	2	0.8%
計	258	100.0%



〔問12〕 あなたは、生物多様性を保全するために、どのようなことが重要だと考えますか。次の中から3つまで選んでください。

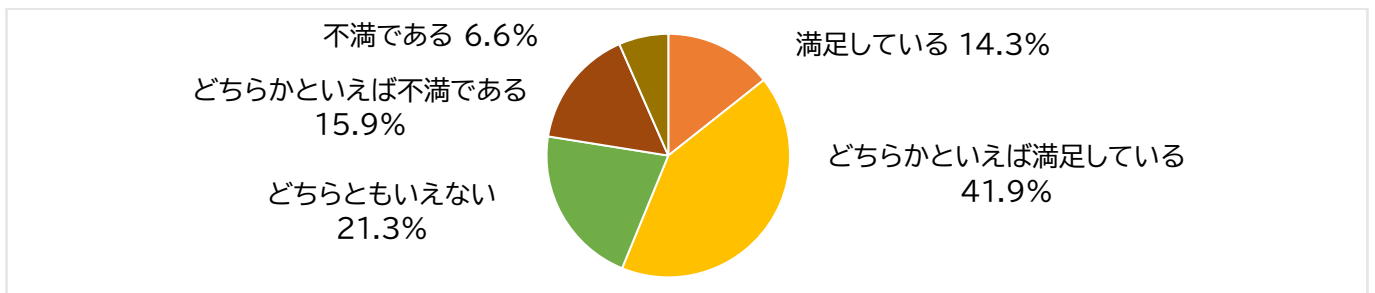
回答者数 258

選択肢	回答者数	構成比
外来生物による生態系への影響の防止	160	62.0%
自然保護地域の拡大や自然の再生	145	56.2%
地球温暖化の防止	141	54.7%
数の少ない貴重な野生動植物の保護	127	49.2%
生物多様性に関する普及啓発	46	17.8%
生物多様性に関する調査研究	40	15.5%
企業などによる生物多様性に配慮した事業活動や社会貢献活動	32	12.4%
NPOなどによる生物多様性の保全に関する活動	9	3.5%
その他	5	1.9%



〔問13〕 あなたは、現在の生活環境(大気のきれいさ・水のきれいさ・騒音の少なさ)について満足していますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
満足している	37	14.3%
どちらかといえば満足している	108	41.9%
どちらともいえない	55	21.3%
どちらかといえば不満である	41	15.9%
不満である	17	6.6%
計	258	100.0%

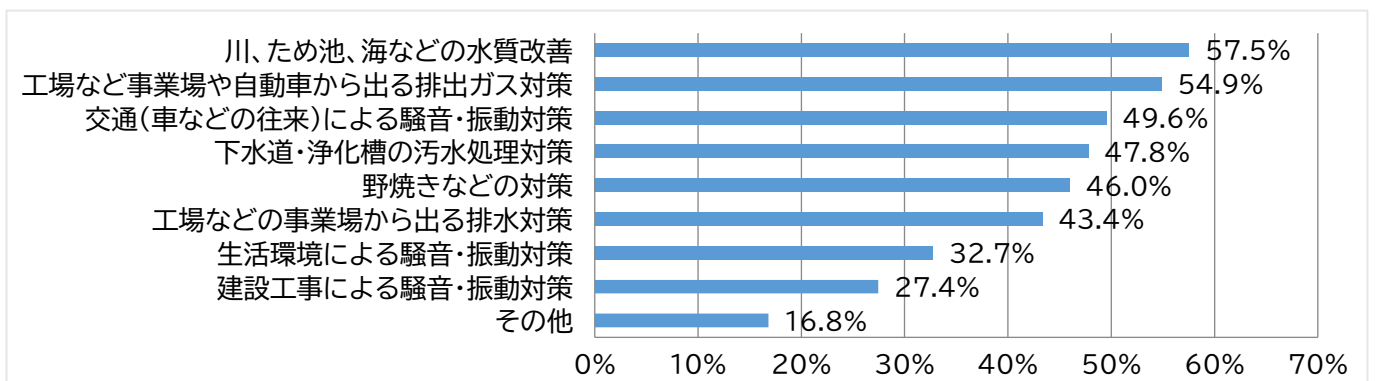


〔問14〕 問13で「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」または「不満である」と答えた方にお伺いします。

生活環境の向上のため、今後、どのような施策が必要だと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

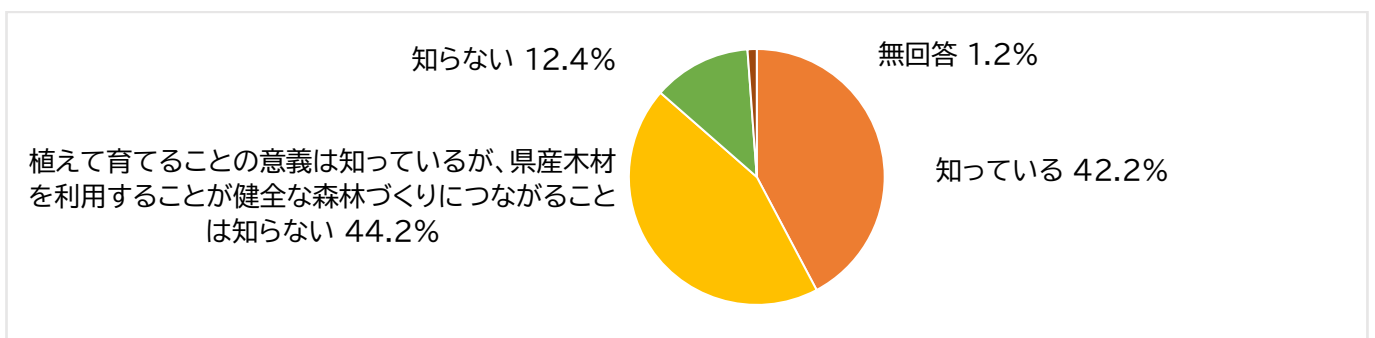
回答者数 113

選択肢	回答者数	構成比
川、ため池、海などの水質改善	65	57.5%
工場など事業場や自動車から出る排出ガス対策	62	54.9%
交通(車などの往来)による騒音・振動対策	56	49.6%
下水道・浄化槽の汚水処理対策	54	47.8%
野焼きなどの対策	52	46.0%
工場などの事業場から出る排水対策	49	43.4%
生活環境による騒音・振動対策	37	32.7%
建設工事による騒音・振動対策	31	27.4%
その他	19	16.8%



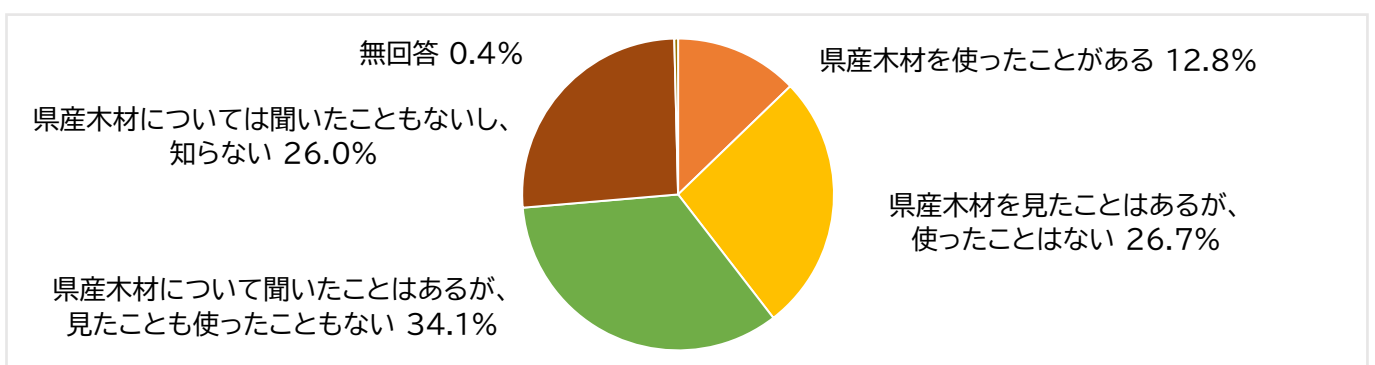
〔問15〕 あなたは、計画的に植林して育てるだけでなく、県内の森林から生産される木材を利用することが、循環が保たれた健全な森林づくりにつながることを知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
知っている	109	42.2%
植えて育てることの意義は知っているが、県産木材を利用することが健全な森林づくりにつながることは知らない	114	44.2%
知らない	32	12.4%
無回答	3	1.2%
計	258	100.0%



〔問16〕 香川県では、県産木材(県産ヒノキなど)の認知度を高めるため、香川県産木材認証制度により、産地・品質を認証して県産木材のブランド化を推進するとともに、県産木材製品のPR活動を行っています。あなたは、県産木材を見たり使ったりしたことがありますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
県産木材を使ったことがある	33	12.8%
県産木材を見たことはあるが、使ったことはない	69	26.7%
県産木材について聞いたことはあるが、見たことも使ったこともない	88	34.1%
県産木材については聞いたこともないし、知らない	67	26.0%
無回答	1	0.4%
計	258	100.0%

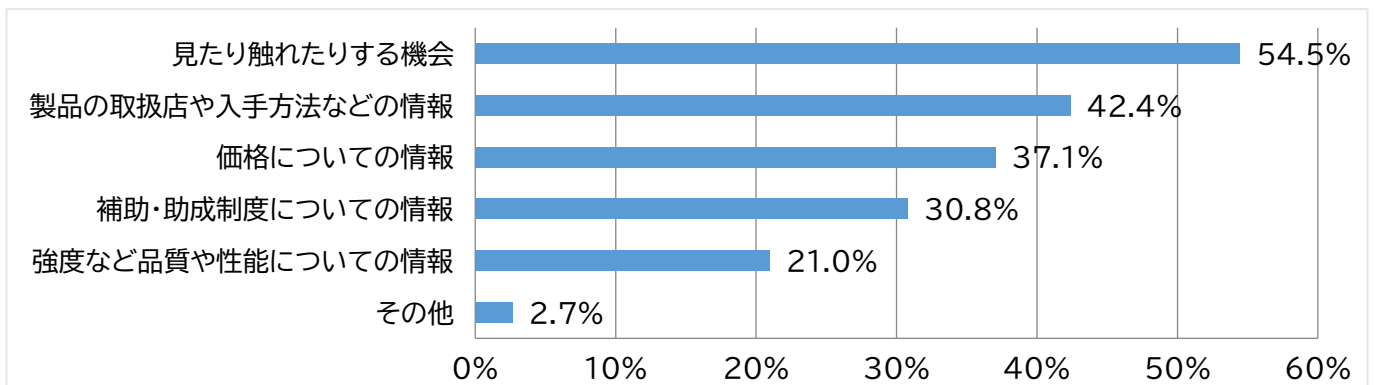


〔問17〕 問16で「県産木材を見たことはあるが、使ったことはない」、「県産木材について聞いたことはあるが、見たことも使ったこともない」または「県産木材については聞いたこともないし、知らない」と答えた方にお伺いします。

県産木材について、どのような機会や情報があれば使ってみたいと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

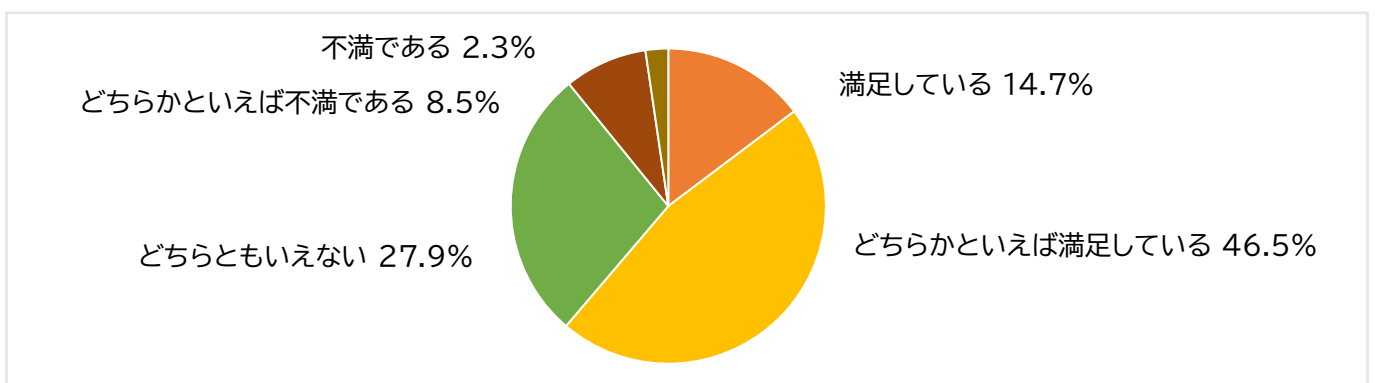
回答者数 224

選択肢	回答者数	構成比
見たり触れたりする機会	122	54.5%
製品の取扱店や入手方法などの情報	95	42.4%
価格についての情報	83	37.1%
補助・助成制度についての情報	69	30.8%
強度など品質や性能についての情報	47	21.0%
その他	6	2.7%



〔問18〕 香川県のみどり(森林・公園など)について、満足していますか。次の中から1つだけ選んでください。

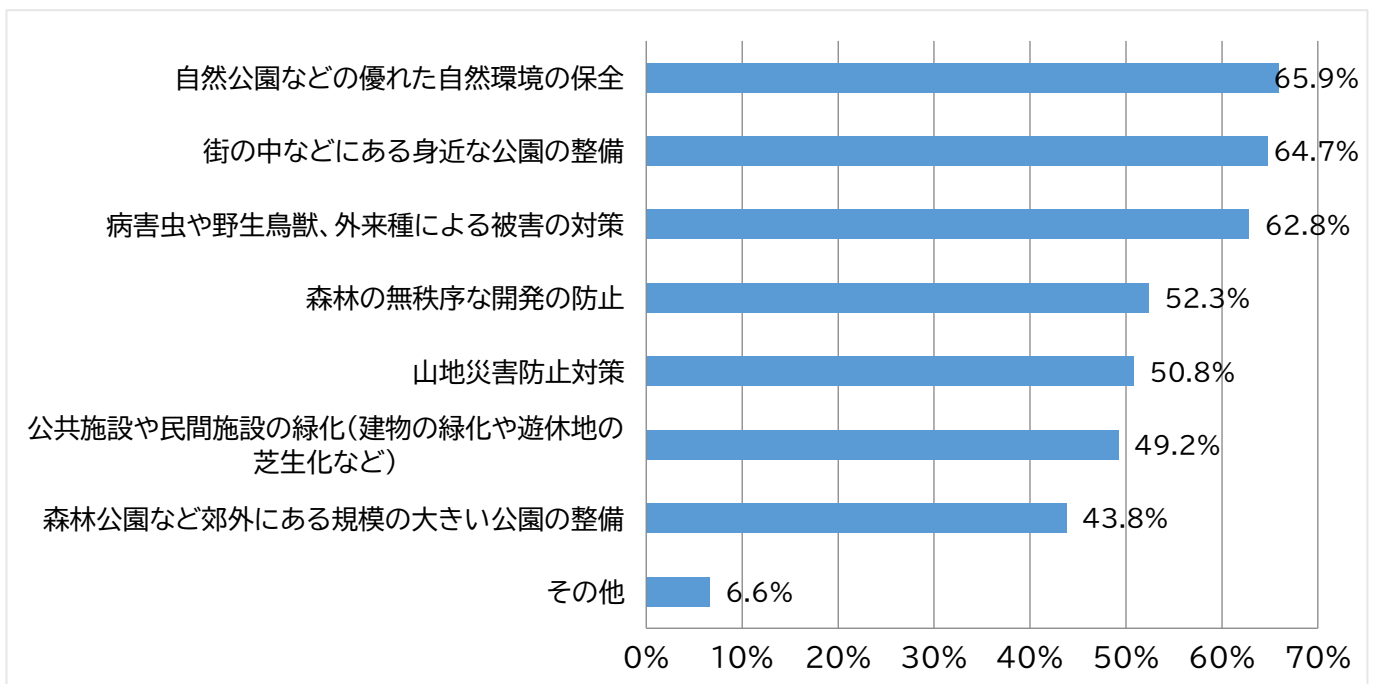
選択肢	回答者数	構成比
満足している	38	14.7%
どちらかといえば満足している	120	46.5%
どちらともいえない	72	27.9%
どちらかといえば不満である	22	8.5%
不満である	6	2.3%
計	258	100.0%



〔問19〕 あなたが、香川県のみどり(森林・公園など)の充実に向け、県が行う次の施策のうち期待するものをすべて選んでください。

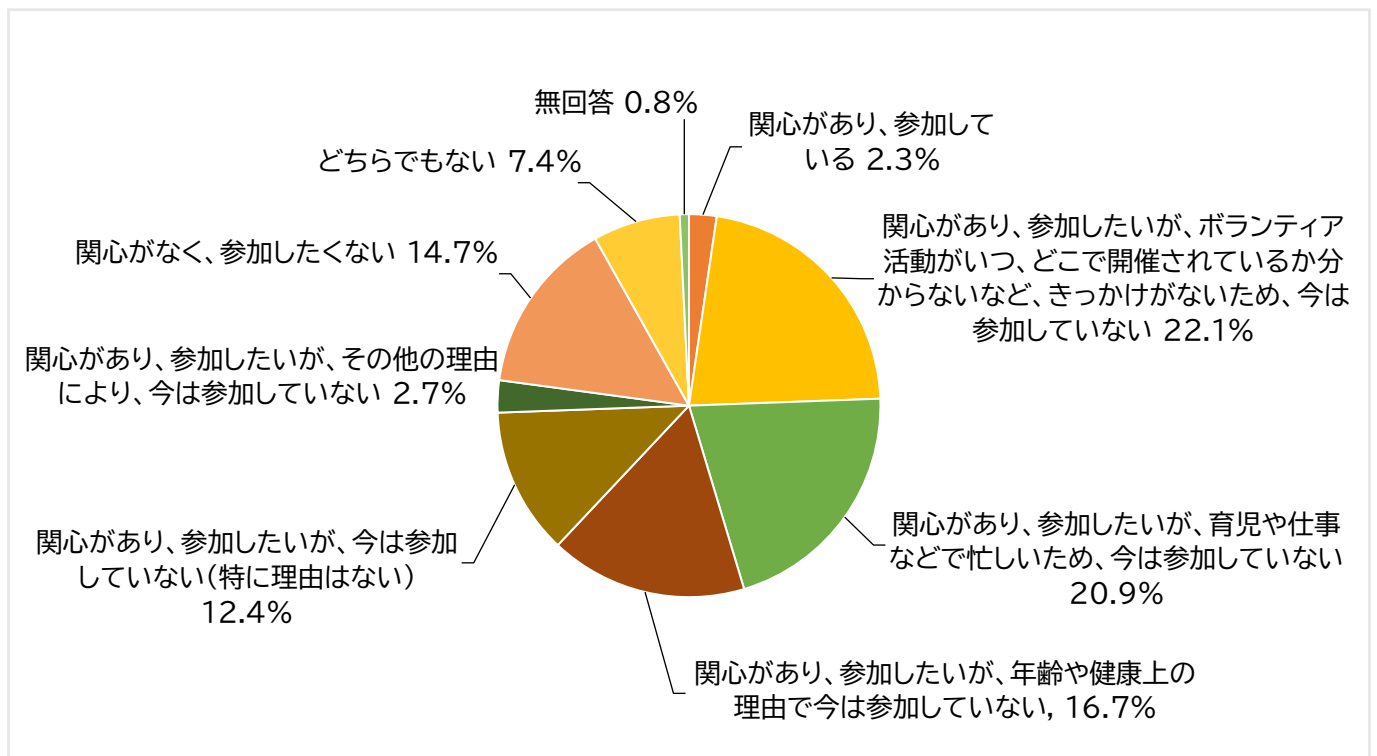
回答者数 258

選択肢	回答者数	構成比
自然公園などの優れた自然環境の保全	170	65.9%
街の中などにある身近な公園の整備	167	64.7%
病害虫や野生鳥獣、外来種による被害の対策	162	62.8%
森林の無秩序な開発の防止	135	52.3%
山地災害防止対策	131	50.8%
公共施設や民間施設の緑化(建物の緑化や遊休地の芝生化など)	127	49.2%
森林公園など郊外にある規模の大きい公園の整備	113	43.8%
その他	17	6.6%



〔問20〕 あなたは、森林ボランティア活動に関心がありますか。また、参加したいと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
関心があり、参加している	6	2.3%
関心があり、参加したいが、ボランティア活動がいつ、どこで開催されているか分からないなど、きっかけがないため、今は参加していない	57	22.1%
関心があり、参加したいが、育児や仕事などで忙しいため、今は参加していない	54	20.9%
関心があり、参加したいが、年齢や健康上の理由で今は参加していない	43	16.7%
関心があり、参加したいが、今は参加していない(特に理由はない)	32	12.4%
関心があり、参加したいが、その他の理由により、今は参加していない	7	2.7%
関心がなく、参加したくない	38	14.7%
どちらでもない	19	7.4%
無回答	2	0.8%
計	258	100.0%



6 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和6年5月28日 ～令和6年6月19日	県政世論調査(調査項目:環境施策について)
令和7年1月14日	知事から香川県環境審議会に諮問 ・香川県環境基本計画の策定について
令和7年1月14日	香川県環境審議会から香川県環境審議会計画部会に付託 ・香川県環境基本計画の策定について
令和7年2月6日	第54回 香川県環境審議会 計画部会 ・次期計画の策定方針について審議
令和7年5月27日	第55回 香川県環境審議会 計画部会 ・次期計画の基本目標及び施策体系について審議
令和7年6月9日 ～令和7年6月22日	県政モニターアンケート (調査項目:環境保全に関する意識や取組みについて)
令和7年8月27日	第56回 香川県環境審議会 計画部会 ・計画の骨子(案)について審議
令和7年9月	令和7年9月定例県議会 ・計画の骨子(案)を報告
令和7年10月31日	第57回 香川県環境審議会 計画部会 ・計画(素案)について審議
令和7年11月	令和7年11月定例県議会 ・計画(素案)を報告
令和7年12月5日 ～令和8年1月5日	パブリック・コメント(意見公募)の実施 ・計画(素案)について意見募集
令和8年1月	第58回 香川県環境審議会 計画部会 (書面開催) ・計画(案)について審議
令和8年1月28日	香川県環境審議会から知事に答申 ・香川県環境基本計画の策定について
令和8年2月	令和8年2月定例県議会 ・香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例に基づき、 香川県環境基本計画(案)を議案提出 ・令和8年3月16日議決

7 香川県環境審議会委員名簿

諮問日(令和7年1月14日)から答申日(令和8年1月28日)まで

氏名	職名
○ 一色 玲子	香川大学教育学部准教授
伊藤 文紀	香川大学農学部教授
奥村 栄朗	農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー
○ 片山 仁子	おたがいしま高松代表
○ 川上 り彩	香川県公立小・中学校女性校長会会長（～令和7年5月19日）
○ 宮武 和代	香川県公立小・中学校女性校長会会長（令和7年5月20日～）
川南 勉	日本野鳥の会香川県支部長
木村 昭代	香川県薬剤師会副会長
○ 久保 月	株式会社tao. 代表取締役
○ 久米川 啓	香川県医師会会長
小林 剛	香川大学農学部准教授
齋藤 正人	香川県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長
寒川 昌彦	香川県漁業協同組合連合会常務理事
会長代理 末永 慶寛	香川大学副学長/創造工学部教授
○ 十河 久美子	JA香川県女性部副部長
○ 谷川 俊博	香川県町村会会長(宇多津町長)
常川 真由美	環境省四国環境パートナーシップオフィス 所長
寺尾 徹	香川大学教育学部教授
○ 寺林 優	香川大学創造工学部教授
土手 美恵	NPO法人どんぐりネットワーク副会長
○ 中橋 恵美子	香川県各種女性団体協議会会長（～令和7年5月30日）
○ 富山 清江	香川県各種女性団体協議会会長（令和7年5月31日～）
○ 原 直行	香川大学副学長/経済学部教授
平尾 智広	香川大学医学部教授
藤田 幸治	一般社団法人香川県猟友会会長
○ 藤本 智子	弁護士
会長 ◎ 増田 拓朗	香川大学名誉教授
道久 工	香川県森林組合連合会代表理事専務
宮脇 典子	香川県PTA連絡協議会監事
山下 昭史	香川県市長会会長(三豊市長)（～令和7年4月23日）
佐伯 明浩	香川県市長会会長(観音寺市長)（令和7年4月24日～）
○ 吉田 英子	香川県商工会議所女性会連合会副会長

◎は計画部会長、○は計画部会委員

計29名(50音順)